社団法人 町田法人会報

社団法人 町田法人会
東京都町田市原町田３－４－４
町商会館内
TEL. ０４２７ (26) ２４５３
(26) ４１３２

発行日　昭和61年１月23日
第17号（通刊45号）

昭和６１年
新　春　号

虎（墨絵）――当法人会員作品　　題字は早川町田税務署長

目　次

年頭のごあいさつ……2～4
税務署からのお知らせとお願い……5
ストレスに打ち勝つ中年からの健康学…8
60年度納税表彰式典挙行される……9
法人会の活動特集……10
国税庁長官表彰受彰記念式典開かれる…28
法人税解説シリーズ……29
新入会員の紹介
（60年４月１日～60年12月31日）……35
事務局より

～増やそう法人会員～

年頭のごあいさつ

社団法人町田法人会会長　三　橋　忠　正

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素法人会の運営につきましては、格段のご尽力を頂き誠にありがとうございます。また、町田税務署の皆様には深いご理解のもとに絶大なご支援を賜り心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の法人会の事業をふりかえって見ますと、研修委員会、源泉・青年・婦人各支部会の活発な活動により、意義ある公開講演会、地区別研修会部会研修会等が、ご当局の支援のもとに実施されました。特に、組織拡大強化のための「会員増強運動」につきましては、会員増強特別委員会を主体に努力致しました結果、東法連四十六法人会中の上位にランクされ、高い加入率を維持し、現在会員数二千六百社を越えております。さらに、広報、厚生などの事業も充実され、会員のメリット作りに邁進して参りました。

なおこのほか、商法改正問題（大小会社区分立法）がありますが、法務省の基本的な考え方も徐々に煮詰ってきているようなので、東法連においてもこの問題に対応すべく、税制委員会の中に小委員会を設け機動的な対応・処理を致すこととしています。

このような状況にありますので、本年も会員の皆様のご期待にお応えすべく役員一同、会活動の一層の活発化と団結の強化により、さらに活力のある法人会を目指し鋭意努力を重ねて参ります。

終りにのぞみ、会員の皆様方のご健勝ご繁栄と署の皆様のご活躍を祈念いたしますとともに、当会の今後の運営につきまして格別のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

新春を迎え謹しんでご祝辞を申しあげます

会長　三橋忠正
副会長　石井儀一
〃　鈴木英正
常任理事　八木下正男
〃　小山克己
〃　古関隆幸
〃　井上恵博
〃　中里猪一
〃　萩生田博
〃　若林忠次
〃　木下公福
〃　岩波弘介
〃　小川量司
〃　井之上哲夫
〃　中島貞雄
〃　諸橋良吉
〃　藤田義徳
〃　木口正
理事　森義男
〃　四ヶ所守
〃　金子仙太郎
〃　森山兼光
〃　阿部直
〃　石川洋一郎
〃　大川健次
〃　貝瀬収三
〃　松山在九
〃　高尾伸
〃　飯田直敏
〃　石川光男
〃　老沼和夫
〃　杉浦信男
〃　岩村英雄
〃　市川武雄
〃　尾辻胖
〃　杉山英夫
〃　加藤史朗
〃　八木要
理事　川口修一
〃　前田国太郎
監事　岩沢正義
〃　加藤忠男
顧問　村田清
〃　青山孝之
〃　前田敏一
相談役　井上茂留
〃　安部泰弘
〃　高尾昭二
〃　五十子賢治
〃　友野尊司
〃　森町三之助
〃　野口庸
〃　赤井景彰
〃　芝田兼光
〃　大塚光
〃　渡辺貢
〃　田中耕作
〃　矢巻勤二
〃　鈴木酉市
〃　斉藤繁
源泉部会長　四ヶ所守
〃　副部会長　木津一男
〃　青年部会長　高尾伸
〃　副部会長　金子仙太郎
〃　沢海信弘
〃　加藤史朗
〃　細野敏雄
〃　金子正雄
〃　園部昇
〃　相田修治
婦人部会長　堤敏子
〃　副部会長　神蔵玉江
〃　中島明江
事務局　高屋浩一
〃　垣江みゆき
〃　松本悟

新年のごあいさつ

町田税務署長　早　川　博　治

新年明けましておめでとうございます。

社団法人町田法人会の皆様方には、ご家族おそろいでよい年を迎えられたこととお慶び申し上げます。

おかげさまで昨年中は、署務運営も円滑に推移し、無事に新年を迎えることができました。これも、ひとえに三橋会長さんをはじめ、役員並びに会員の皆様方の税務行政に対する深いご理解と多大なご協力の賜であり、紙上をお借りして厚く御礼申し上げます。

昨年を振り返ってみますと、町田法人会におかれましては、三橋会長さんが永年のご功績により名誉ある国税庁長官表彰を受彰され、町田法人会の伝統に輝かしい一ページを加えられたことは、私共にとりましても誠に誇らしいことであり、ご同慶にたえません。

また、会活動の面でも、会員に好評で定着化した簿記講座や地域別税務経営研究会、各種講演会の開催等、活発な会活動が行なわれました。なかでも、ＮＨＫニュースキャスター勝部領樹氏の経済講演会は、予想を上回る参加者の出席が得られる等、その活躍は、まことに目ざましいものがありました。これらの各会活動が会員増強運動と合わせて、相乗効果を発揮し、町田法人会の知名度をますます高め、充実した法人会につながって行くものと思われます。今年もはつらつとした活気のある会活動により、更に会勢の拡大と組織の充実が実現されるものと期待しております。

私共は社団法人町田法人会の一層の発展を願いできる限りの協力をさせていただく所存でございます。

ところで、昨今の我が国の経済は、ご承知のとおり、９月の五ヶ国蔵相会議をきっかけとした急激な円高の影響により景気の上昇テンポは鈍ってきており、前途は予断を許さない状況となってきました。一方、我が国の財政は財政再建という最も重要かつ緊急な国民的課題があり、税制改革論議をはじめとして国民の税に対する関心は非常に高まっております。このような時にあって私共税務に携わる者としましては、適正公平な税務行政をより的確に行うことが、信頼される税務署、頼もしい税務署へとつながって行くものと確信しております。年が改まると共により一層、適正公平な課税の実現を目指し、決意を新たに精進してまいる所存でございます。

どうか皆様方におかれましても、申告納税制度というのは、市民社会の基本的なルールであるという理解を深められ、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりましたが、町田法人会のますますのご発展と会員の皆様方の事業のご繁栄、ご健勝を祈念いたしまして、年頭のご挨拶といたします。

新年おめでとうございます

副署長　河　内　秀　雄

総務課長　中　杉　長　平

法人税第一部門
統括官　野　坂　哲　也

法人税
指導官　会　津　隆　行

新年のごあいさつ

東京税理士会町田支部長　早　川　　昇

あけましておめでとうございます。

社団法人町田法人会の皆様に心から新年のお慶びを申し上げます。

私は昭和60年６月、飯田義忠前支部長の後を受けまして、支部長に就任致しました。前任者同様の御配慮をお願い致します。飯田前支部長の方針を継承し、町田法人会と税理士会町田支部との友好関係を発展させて行きたいと願っております。

61年は企業を取り巻く環境は、とりわけ厳しいものとなって来ました。

経済は、60年夏頃から不況へと転換し、円高はそれに拍車をかけております。12月中に発表された、日銀の「企業短観」、東京商法会議所の調査、経済企画庁の「国民所得統計速報」などがこれを裏づけております。アメリカ経済も９月22日の５ヶ国蔵相会議が示めすように、景気の力は失なわれ、矛盾がふき出して来ております。急激な円高は、輸出をストップさせ、韓国、台湾、香港などに対して競争力を失なわせ、下請は単価の切下げなどにより経営はますます困難となっています。これらは、個人消費、設備投資のかげりをさらに拡大し、深化させることとなり、中小企業にとって、61年はかつてない苦しい年となることが予想されています。

商法の中小会社区分立法は、61年４月に法務省試案が発表される段取となっています。自民党にも正式に「商法に関する小委員会」が設置され、本格的な検討がはじまります。法務省の法制審議会には、中小企業庁、大蔵省、自治省の代表もオブザーバーとして出席し、この法案の各省庁の行政にあたえる影響について検討を行っています。中小会社区分立法は、法人会の会員の95%以上の株式会社、有限会社に対して深刻な影響をあたえるものと思われます。例えばその中の一つである最低資本金をとって見れば、法務省の現在の検討資料は「最低資本金は少なくとも新設会社については株式会社2000万円程度、有限会社については500万円程度とする。既存の会社については相当期間（３～10年）猶予期間を設ける等の経過措置を設ける。」となっております。許認可会社（例えば建設業など）にとっては早速焦眉の急の問題となるでしょう。

税制については、赤字法人に対する課税の問題があります。赤字法人は全体で54.8%、資本金500万円未満の中小企業では60.5%となっています。赤字法人に対する課税は政府税調において引つづき検討することとなっておりますが、今回の自民党税調では繰越欠損金の一部停止という臨時の措置から、赤字法人に対する課税が制度化するとなれば、今迄の法人税課税理論の見直しとなり、その影響に対しても目のはなせない問題となることが予想されます。

最近の情勢を踏まえたうえで、法人会におかれましても、新たな企画がなされると思いますが、会員増強運動に対する御支援をはじめとして、研修会などに対する講師派遣などを含めて、従来通り積極的な御協力をいたしたいと存じております。お互いの立場を尊重し、相協力しながらあゆんで行きたいと願っております。

新しい年が、法人会の皆様方にとりまして、ますます発展の年となりますよう、心からお祈り申し上げて年頭のご挨拶といたします。

謹しんで新春のご挨拶を申し上げます

東京税理士会町田支部

支部長	早川　昇	副支部長	安部　泰弘
副支部長	浜田　建次	副支部長	武井　克己
副支部長	福本　四郎	外幹事一同	
顧問	飯田　義忠	相談役	土方　周利

東京税理士会

理事　山内　錬哉

～税務署からのお知らせとお願い～

所得税・贈与税の申告と納税は３月15日(土)まで

◎確定申告はお早めに

確定申告書の提出と納税は、２月16日(日)から３月15日(土)までです。

３月10日以降は大変混雑しますので、お早めに相談、提出をお願いします。

なお、申告書の提出は郵送でも結構です。この場合、申告書の控が必要な方は、返信用封筒と切手を同封してください。

提出期限の３月15日は土曜日ですので、相談は午前９時から正午までです。

《申告が必要な方》

所得税

◎事業・不動産・利子・配当・雑所得などがある方。

60年中の各種所得金額（建築関連工事等に従事する方で、給料等から所得税の源泉徴収をされていない方の所得も含まれます）の合計額から基礎控除、その他の所得控除の額を差し引き、その金額を基にして算出した税額が配当控除の額よりも多い方。

◎給与所得がある方

①給与の収入金額が 1,500万円を超える方、②給与を２ヶ所以上から受けている方、③給与を１ヶ所から受けている方で、給与所得以外の所得の合計額が20万円を超える方（一般に給与所得者は、年末調整により精算されていますので、申告する必要はありません。）

◎同族会社の役員等

同族会社の役員等で、その同族会社から給与等のほかに、貸付けの利子、又は不動産等の賃貸料などの支払を受けている人。

◎譲渡所得がある方

60年中に土地や建物を売った方（ご自分の住まいを譲渡した場合 3,000万円までの特別控除か、買換えの特例が受けられますが、いずれも申告が必要です。）

《こんな場合、税金が戻ります》

サラリーマンで60年中に次のようなことがあった方は、確定申告（還付申告）をしますと、次のような税額控除等が受けられ、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。還付申告は２月15日以前でも受け付けています。早く還付を受けたい方は、できるだけお早目に提出して下さい。

なお、還付申告書を提出する方は、申告書の所定の場所に源泉徴収票、諸控除関係の証拠書類等を添付して下さい。また、提出の際には健康保険証、運転免許証などを提示して下さい。

◎住宅を新築したり、購入したりしたとき

民間の金融機関等（住宅金融公庫・共済組合・勤務先会社等は含まれません）のローンを使って、一定の要件に当てはまる住宅を取得し、その取得の日から６ヶ月以内に入居し、その後引き続き居住している場合は、３年間、毎年最高15万円の税額控除が受けられます。

なお、合計所得金額が 800万円を超える方や、居住用財産を譲渡し 3,000万円までの特別控除か、買換えの特例を受けた方は、この控除を受けられません。

◎多額な医療費を支払ったとき

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、年中に医療費を支払った場合は、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

$$\left(\begin{array}{l}\text{60年中に支払った}\\\text{医療費の総額}\end{array}\right) - \left(\begin{array}{l}\text{保険金などで}\\\text{補てんされる金額}\end{array}\right) - \left\{\text{5万円}\left(\begin{array}{l}\text{所得の合計額が100万円まで}\\\text{の方は所得の合計額の5％}\end{array}\right)\right\}$$

＝医療費控除額（最高200万円）

◎年の中途で退職し、その後就職しなかったときや、60年の所得が少なく、原稿料や配当の所得のあったとき。

還付金の受け取りは口座振り込みをご利用下さい。

還付金は金額の多少にかかわらず、銀行等の預金口座に振り込みができます。ご希望の方は申告書下部欄に銀行、信用金庫、農協の名称（支店名まで）、預金の種類、口座番号を正確に記入して下さい。ただし、預金口座は申告書に記載した住所、氏名と同じ住所、氏名のものに限ります。

◎還付金の受取りは口座振込をご利用下さい。

還付金は金額の多少にかかわらず、銀行等の預金口座に振込みができます。ご希望の方は申告書下部欄に銀行、信用金庫、農協の名称（支店名まで）、預金の種類、口座番号を正確に記入して下さい。

ただし、預金口座は申告書に記載した住所、氏名と同じ住所、氏名のものに限ります。

◎三税（所得税、事業税、市・都民税）の共同説明会

三税の共同説明会を下表の日程で行います。

日　　程

	時　間	会　　場	対象地区
2月5日（水）	9：30～12：00	市役所 特別会議室（2F）	町田
	1：30～4：00		忠生
2月6日（木）	9：30～12：00		南
2月6日（木）	1：30～4：00	町田市役所 特別会議室（2F）	鶴川
2月7日（金）	1：30～4：00	小山センター 二階ホール	堺

《忘れずに納税できる振替納税が便利です》

手続きは金融機関の窓口でもできます

電話料金や電気料金の自動振込と同じように、あなたの税金を、指定の預金口座から自動的に振替えて納税する便利な制度です。税務署または預金先の金融機関（農協も含む）へ預金口座にご使用の印鑑をお持ち下さい。その場で簡単に手続きができます。なお、確定申告分（第3期分）からご利用なさる方は、3月13日までに税務署へお申込み下さい。

《所得税の納税》

納期限は3月15日(土)です。

お近くの銀行・郵便局へお納め下さい。

振替納税を利用されている方は、4月上旬に指定の預金口座から振替えますので、ご準備下さい。

《改正点のあらまし》

◎収支内訳書の添付

その年において、不動産所得、事業所得、または山林所得を有して確定申告を提出する場合（白色申告者）には、これらの所得に係る収支内訳書を添付しなければいけません。（昭和59年分より）

◎控除対象配偶者等が同居特別障害者に該当する場合の特別控除額の引上げ。

控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障害者に該当する場合には、同居特別障害者の特別控除額が7万円引き上げられて14万円とされました。（昭和60年分より）

◎マル優の手続きには身分を証明できる書類の提示

少額貯蓄の利子、少額国債の利子、郵便貯金の利子等で、「非課税貯蓄申告書」を提出する時、生年月日の記入が必要、さらに提出時に住民票の写しなど、身分を証明できる書類を示し、住所・氏名・生年月日の確認を受けなければなりません。（昭和61年1月1日以降より）

税務署の駐車場は狭く、また、付近一帯は駐車禁止のため、自動車での来署は御遠慮下さい。

「納税は
社会のルール」

◎所得税、市・都民税の合同出張受付日程

日　　程

会　　場	月　　日	時　間
南農協成瀬駅前支店	2月17日(月)	午前9：30～午後4：00
南　農　協	2月18・19日	
忠生市民センター	2月20・21日	
鶴川市民センター	2月24・25・26日	
堺市民センター	2月27・28日	
玉川学園文化センター	3月3日	

◎税理士会の相談

税理士会では、所得税の無料申告相談を左表のとおり行います。あなたの確定申告についての相談や申告書作成のために、お気軽にご利用下さい。

税理士会の申告相談日程

月　　日	会　　場	時　間
2月24日(月)～2月28日(金)	鶴川市民センター	9：30～16：00
2月26日(水)～2月28日(金)	忠生市民センター	
2月26日(水)～2月27日(木)	成瀬センター	
2月26日(水)～2月28日(金)	横浜銀行成瀬支店	

■歳時記■

獅子舞い

がらりと玄関の戸があいて「おめでとうございます」と威勢のいい声とともに獅子舞いが現れると、子供たちはあわてて奥にひっこみます。

お正月にこんな風景が見られたのも昔の話。赤い顔に金歯をギラギラさせた獅子頭、そして体には緑に白の唐草模様の布をかぶった獅子舞いが、万歳などとともに、家々を門付けして回ったものです。

獅子は、厄ばらい、家内安全を祈って踊ります。特に子供は、獅子の口で頭を噛んでもらうと健康に育つといわれていたので、獅子は子供を見ると口をパクパクさせます。それが怖くて、子供たちは逃げまどいました。

また、この獅子は火災を防ぐ、いわゆる火伏せの御利益もあるといわれていたようです。

ところで、正月は伝統的な行事を振り返るいい機会です。また、文化財についても関心を持ちたいもの。一月二十六日は文化財防火デーです。

昭和二十四年のこの日、世界最古の木造建築である法隆寺金堂の壁画が焼失しました。それをキッカケに昭和三十年に文化財保護法ができ、二度と文化財を"火"で失わないよう、一月二十六日を文化財防火デーとしたのです。わたしたちも、身近な文化財を大切にしたいものです。

ストレスに打ち勝つ

中年からの心の健康学

読むこと

知的生活のなかで欠かせないのは〝読む〟ことと〝書く〟ことです。

自由になる時間が少なくなる四十代の読書方法と書くことについて、わたしの経験から幾つか挙げてみましょう。

●問題意識をもって読もう

ただ漫然と本を読むよりは、何かひとつ、自分の興味を引くテーマをみつけて読書を続けてみましょう。

万有引力を発見したニュートンは、友人に「きみはリンゴが落ちてくるのを見て、偶然に万有引力の法則を発見したんだろう」と言われて「いや、わたしには問題意識があったからこそ、偶然を必然にできたんだよ」と答えたといいます。

読む本の量は少なくても、問題意識さえ鮮明であれば、思ってもみなかったアイデアを引き出せるかもしれないのです。

●再読のすすめ

再読といっても、同じ本を二度続けて読むことではありません。

かつて、若いころに読んだ本を、もう一度引っ張り出して、チャレンジしてみるということです。

ときには、本をまとめ買いし、机の上に積み上げて、タイトルを眺めているだけでも知的好奇心がわいてきて、脳細胞の活性化に役立つからです。

書くこと

〝書く〟という作業は〝読む〟ことに比べて、かなりの知的エネルギーを心要とします。

しかし、素直な心で自分の思いのたけを書くことは、単に知的作業というよりも、うっせきした自分の心をスッキリさせるという意味で、たいへんな効果があるのです。

●自叙伝を書こう

最も身近で、かつ知的トレーニングの素材となり得るのは、実は〝自分〟です。〝人間は、だれでも生涯に一編は小説を書ける〟といいます。この機会に、あなたも挑戦してみませんか。

●日記のすすめ

日記をつけることは、心の迷いをふっ切り、常に頭脳を活性化させるための効果的な手段です。

そして、何よりも文章を書く習慣が身につき、自分を客観的に見ることができるようになります。

●はがきのすすめ

書く習慣を長続きさせるコツの一つに、はがきの活用があります。〝はがき上手〟のポイントは、いつもはがきを携行していることと、短く書くこと、です。

ついつい電話を利用しがちですが、小まめにはがきを出してひと味違うコミュニケーションを実践するのも、知的生活にとっては大切なことなのです。

◇　◇

読書も書くことも、ずっと続けなければ意味がありません。そのためには、決して気負わず、自分のペースで楽しみながら実行すること——この点が大事なポイントになります。

読み、書きで脳細胞の活性化を

聖マリアンナ医科大学
神経精神科教授
長谷川和夫

60年度納税式典挙行される

昭和60年10月24日国税庁において60年度納税表彰式典が挙行され国税庁長官表彰を受彰する(社)町田法人会長三橋忠正氏。

昭和60年11月13日町田市民ホールにおいて町田税務署管内納税表彰式典が挙行されました当会からつぎの各氏が早川町田税務署長より納税表彰の栄誉に浴されました。

○表彰状（医社）芙蓉病院　四ヶ所　守
○感謝状　（有）クラウン興業　木内　正
○感謝状　（株）堤ビル　堤　敏子

部会だより

〔婦人部会より〕

婦人部親睦研修会

婦人部会長
堤　敏子

10月２日、婦人部の今年度の事業として親睦研修会を行いました。

目的地は山梨県、恵林寺、県立美術館、昼食にぶどう狩りを計画しての一日でした。

署から副署長、法人税第一統括官、指導官、会からは鈴木副会長、事務局の御参加をいただきました。

参加者25名、バスの中での勉強会は指導官が担当して下さいました。恵林寺を見学、ワイン事件でゆれているマンズワインの会社の前を通り葡萄園にて食事、もぎとり、午後は美術館の名画を鑑賞いたしました。回を重ねるごとにより親睦さを増し、自己紹介、店や事業の宣伝をおりまぜて発言をし、無事に終了いたしました。

〔青年部会より〕

青年部研修会開催される

昭和60年11月８日、青年部主催により地元の株式会社オーディオテクニカ代表取締役松下　秀雄氏を講師にお願いし、「音楽とテクノロジーの接点」と題し、講演会を開催したところ、多数の参加者があり、同氏の技術開発の苦心、企業戦略等有効なお話しに参加者一同感激した一日でありました。

地区別税務・経営研修会各地区で開催される

研修委員長として

町田法人会研修委員会
委員長　中　島　貞　雄

あけましておめでとうございます。
会員の皆様には新しい年を迎え今年はと云う心意気でご活躍の抱負をご計画され乍らお正月を過されたのではないでしょうか？　昨年は研修委員会の為に大変なご協力を頂きました事に感謝申し上げる次第でございます。

それでは昨年行いました研修内容をこれからの頁にてご紹介を致す訳でございますが、かい摘まんでご報告を申し上げさせて頂きます。研修会の事業は例年の通り地区研修を主体に行われて参りますが、色々数々の研修を重ねるたびに、ご参加下さいました皆様に紙上をおかりしまして改めて厚くお礼を申し上げますと共にとくに地区会長はじめ各役員の方々には事業のあるごとに御足労をお掛けいたしました事は御礼の申し上げようもございません。本当にありがとうございました。

研修会第一回は60年９月10日午后２時から国際証券町田支店を会場にして開催いたしました。60年10月14日堺市民センターでの第六回研修会で終了したわけでございますが、この地区別研修会は第一回から第六回までを通して町田税務署法人税第一部門会津隆行指導官、国際証券株式会社調査部長の池辺恭氏のお二人を講師として行われましたもので、会津指導官、池辺部長様の両氏にたいしましてここに心より厚く御礼申し上げますと共に、研修会に毎回御同行下さいました町田税務署野坂哲也法人税第一部門統括官にも心から感謝申し上げます。

この研修内容をここに列記させて頂きます。

１．人件費をめぐる節税問答　会津隆行講師
２．産業と消費の性格変化　　池辺　恭講師
　　（その特徴をどうつかむか）

前記地区研修会のほか、本年度は次の各種講演会を開催いたしました。

※　60年10月15日（町田市民ホール）
　　経営に役立つ法律知識　　加藤隆康講師
※　60年11月14日（ラポール千寿閣）
　　10年後をどう読みとるか　勝部領樹講師

講習会開催につきましても各役員の方々にはお骨折りをいただきました事を心から厚く御礼申し上げますと共に各会員の皆様にも今年は是非最良の年であります事を祈念致しましてご挨拶とご報告にかえさせていただきます。

地区別税務・経営研修会の講師としてお招きをうけて

国際証券株式会社
調査部長　池　辺　　恭

９月から10月にかけて６回ほど、町田の法人会の地区別研修会の講師として招かれまして、私としても大変良い経験をさせていただきました。

私が感心致しました第一のことは、お集まりいただいた皆様が、お忙がしい中にもかかわらず、きわめて熱心に私のつたない話を聞いて下さったことです。

また、研修委員長の中島さんをはじめ、法人会の役員の方々が、この研修会に非常な熱意を持っておられたことに感服致しました。

もう一つ、私が認識を新たに致しましたことは、町田市というところが、私の思っていたよりも、はるかに広い地域であるということ、そして、その場所場所によって、やはりそれぞれ違う特色を持っているということでした。

その意味で、私にとっても良い勉強をさせていただいたと感謝しております。

11月に入ってから、私は地方出張ばかりしておりました。高松、広島、名古屋、久留米、熊本、岡山などをまわり、講演をしたり、金融機関や事業会社を訪問したりする事が仕事でした。その間に日本航空にも３回程乗りましたが、無事帰ることができました。帰って来た翌日にこの原稿を書いています。

広島では石井ふく子さんと一緒に講演をし、300人近い女性客の前で話をしましたが、その時には、町田での講演の経験が大いに役に立ち、聴衆に喜こんでもらうことができました。

私の本来の仕事は、日本と海外の経済情勢と、企業の内容と将来性、それに株式市場等についての、現状と今後の予測について、調査、研究する事です。そして、そこから得た知識と見通しを方々で話して歩くわけです。

日本の最近10年間の変化は、その前 100年間の変化よりも激しいものだと思います。そして、この変化のスピードは、これからますます早くなるでしょう。

そういう変化を絶えずキャッチし、肌に感じて行かなければ、私の仕事は時代に遅れてしまいます。その点では、法人会の皆様と同じわけなのです。

町田での講演の仕事は、私がふだんしている事とはかなり違う内容のものでした。そのために私は、何冊かの本を読み、又デパートだの色々な町を、意識して歩きまわることもしました。そして、それが私にとって新しい勉強になり、変りつつある時代の動きを肌に感じ、知識を増やす事もできました。

その意味でも、町田での６回の講演は、私にとって大きなプラスであったと思っております。

私はこの12月で60才になります。サラリーマンとしての私の生活も、終りが近いようです。私は今、その後は町田のような所で小さな事務所でも借りて、ささやかな仕事ができれば、どんなに良いことだろうと、今から胸をときめかせています。

その時には、色々な面で皆様のお世話にもなることになろうかと思いますので、その時には宜敷くお願い申し上げます。

(講演の内容は次頁に)

60. 9. 17

「産業と消費の性格変化」

国際証券㈱ 調査部長　池　辺　　恭氏 講演

最近の消費動向は、大変予測が難しく、或る人は、消費者より生活者と言う方が正しいと言います。

経済企画庁の発表による最近20年間の製造工業生産指数によれば、昭和38年～48年の10年間の年平均成長率は、12.3%ですが、高度成長期と呼ばれたこの10年間で、成長率上位10位までのうちで、平均成長率を上まわったのは、①電機、②輸送機、③機械、④石油、⑤鉄、⑥非鉄、⑦化学の７業種ありどの業種も好景気でありました。

昭和48年の第一次オイルショック後の10年、昭和49年～59年の平均成長率は 3.7%で低成長時代でした。この間、平均成長率を上まわったのは、①電機、②機械、③化学の僅か３業種で、業種間の景気の良悪しが、大きくなっています。

更に昭和54年～59年の５年間について見ますと５年間の年平均成長率は 4.1%で、やや景気が上昇していますが、平均成長率を上まわったのは、①電機、②機械、③輸送機の３業種で、内容をみると、ＩＣ関係、テレビ音響等、通信電子部品、電子計算機の上位４種がいずれもエレクトロニクス関係で占めています。

次に、同じ経済企画庁の紀元2000年の産業構造の展望によれば、実質ベースで、第１次産業、第２次産業、第３次産業の構成比が、1980年と2000年は大差ないにもかかわらず、名目ベース構成比で見ると、第３次産業が大きくなっていることが見られます。

特に、サービス業の伸びは、33.0%から48.6%と大へん大きくなっています。これは自分でやるより、他人に委せてやらせた方が、効率が良く、経済的でもあるからで、メンテナンス、情報サービス、リース等の事業所向サービスや、コンビニエントストア、宅配業等の対家庭サービスの伸びが予想されます。

同じサービス業でも、映画、家具修理、鉄道の不況は現在でも明らかであり、業種間の成長格差は、益々大きくなると予測され、この面での注意は特に必要と思われます。

最近の人々の意識の変化は、非常に大きく、例えば、従来の小売店の３要素として３Ｐがあげられていました。

３Ｐとは、Place, Price, Person です。

（場所）（価額）（顧客）

現在でも３Ｐが重要なことは、勿論ですが、最近は、３Ｆが３要素と言われています。

３Ｆとは、

Feeling, Fiction

（感じが良い）（日常的でない）

Feminine

（女性に好かれる）

がそれで、現在の小売店を経営する環境が大きく変化していることがわかります。

これを商品の面から考えると、従来は「必需品」と言う言葉があり、この意味するものは、万人共通である。人並みである。近所で買うと言う特性がありました。現在では、これに代って「必欲品」と言われ、その特性は、人によって千差万別で共通性がない。人と違うものであり、遠隔地でも、値段が高くても、自分の気に入ったものを買う点にあると言われています。

商店にしても、かつての駅前の商店のように立地条件の良い入りやすい店は、それだけでは「たまたま店」（たまたま客が入るが、入ってもあまり買わない店）、これに対して、近くになくても何か特色のある店「わざわざ店」（わざわざショッピングに行く店）と呼ばれ客の大部分が買ってくれる店の意味で使われています。

客の方にしても、若者の街と言われる渋谷を例にとると、坂道が多く、袋小路となる細道の奥にしゃれた店があり、これが面白いとよろこばれています。或る意味では、現代の若者は小学生程度の知能かとも思えるようです。

こうした店の経営方針は、他の店に全くない物

がある店……「単品主義」で成功しています。アメリカでは、アパレル関係、女性の下着店ですが、試着室が100以上ある店で成功した例があります。

衣料品について見ても、現在、百貨店の売上でみて、女性の衣服は男性服の２倍以上売れており、業界全体では、恐らく８割くらいは、女性用品が占めると思われます。この裏には、現代の女性の社会進出、生活様式の大きな変化があります。かつての主婦、これは、ごく最近までですが、主婦の生活は「サシスセソ」と言われていました。
サ…裁縫、シ…習字、ス…炊事、セ…洗濯、ソ…掃除　を表します。現在の主婦の生活は、カキクケコ主婦と言われ、
カ…カルチャー、キ…金利、ク…クッキング、ケ…けい古事、コ…交際　を表しますが、考えて見ますと、サシスセソ主婦が、家の中の仕事に終始したのに対して、カキクケコ主婦は、いずれも家庭の外に出ていることが大きく変っています。

こうした外に出た女性の意識の変化について、或る新聞に面白い調査結果があります。
「老後に何を頼りにするか」と言うアンケートに対して、夫の70％以上は「妻」と答えているのに対し、主婦の方は、40代の女性で88％が「子供」と答えていますが、30代では「子供」「貯金」「年金」「家」「土地」の順で、５位まで勘定しても夫は出て来ない有様です。主婦が、時間、体力、そして多分財力に恵まれ、寿命が永いことに対して男性は厳しい競争で疲れ切っていることが、うかがわれます。最近、㋣と言う言葉が言われていますが、㋣は、かつての貧乏人ではなく、その意味するところは、収入の増加は大してなく、反面、社会保険料、慶弔費等の交際費、医療費の負担が急増している中堅サラリーマンだと思います。

いわゆる、オクション等を買う金持、㊎層は、ほんのわずかの地主、相続財産等のある人で、国民の大多数は㋣です。

しかし、㋣は貧乏人と異うのは、その日の生活に困る程ではないが、余裕がないと言う点です。昔の貧乏人は、商品は安物で我慢しました。これについて、安物とは、高級品一品質十我慢、であり、現代の㋣層の求めるニュープア商品は、高級品一過剰品質十高感度で表すと言う人がいます。「高感度」とは、「便利なもの」「何かしら面白さのあるもの」と言うことです。

このように現在の消費者は、品質の面で悪いものは、決して買いません。現代の消費者が物を買う時、いかに使うかと言うことが問題となるので、かつてのように隣りが買ったからと言う理由で、大きなステレオを買い込み、ほとんど利用しないと言う時代ではありません。

ニュープア商品の典型的な例として、最近少し需要が落ちましたが焼酎があります。焼酎の便利さは、いろいろな飲み方がある。例えば、「お湯割り」「ソーダ割り」「トマトジュース割り」等、10種もあると言われ、その多様性が、特に女性に受けたのが、需要の急増につながったと思われます。

一方、技術革新の波に乗って成功した会社として、10年前には、名前も知られなかった「クロネコヤマト」の大和運送の宅急便があります。

これは、全国の貨物輸送の状況をコンピューターに入力し、ネットワークによって、全ての貨物の動きがコントロール出来るようになった結果であります。

また、仕入の合理化の為に、在庫品の状態をコンピューターで管理し、成功した例として、古くは、トヨタ自動車があり、流通業界ではセブンイレブンの例があります。これは時間によって、何がどのように売れるかをコンピューターで管理し、全店をコントロール出来るシステムを作ったことが高収益につながっています。

以上に述べたのは、大企業のことばかりですが、中小企業の成功例として、或る横浜の米屋さんの例を挙げておきます。

その店の主人は、10年前に脱サラで、米屋と言う、見方によっては時代遅れの商売をはじめました。

最初、注文ごとに車に米を乗せて配達していましたが、或る日配達した隣りの家に、また配達に行く不便さから、車に電話をつけ、車に余分の米を積んで、店と連絡しながら配達すると言う合理化を考えました。そのうち、パソコンを利用して、得意先の家族、消費の状況を入力しておいて、残りが少なくなると見込まれる頃、電話で注文を取

り、また家族のたん生日には、ささやかなプレゼントをする商法を考えました。

これが非常な好評を得て、現在では、米屋の平均売上の20倍以上の売上を上げています。

最後に、今後の日本の経済の動向を知る上で、重要なことは、社会の高齢化現象であります。

現在では、日本は年齢構成は、スェーデン、西ドイツ、イギリス、フランス等、先進諸国に比較してやや若いのですが、西暦2000年で同水準となり、2040年には、世界一の高齢化社会となるのは、現在の年齢構成から見て、確実であります。

現在の商品の購買力の主力は、昭和22～24年生の第一次ベビーブームの世代であり、いわゆるニューファミリーと呼ばれる人達ですが、5～6年のうちに、それは第2次ベビーブーム層、現在の10～13才の人達に代って行き、その面で、また新しい情勢が生れてくるものと思われ、こうした若い人達をつかむことが、企業の成長の鍵になると思われます。

しかし、全体としては高齢化社会に進んでいるのであり、高年齢化によりもたらされるもの、健康志向から、健康機器、食品、余暇利用によるスポーツ施設、老人対策としての宅配スーパー、カタログショッピング等についても、十分目を向ける必要があると思われます。

ゲンがいい

新年早々、クイズに当たったりすれば「ゲンがいい」ということになるでしょう。

この「ゲン」を辞書でひいてみると「験」という漢字が当てられています。「験」はもともと仏教で修行を積んだしるし、加持祈禱による効きめを意味する言葉でした。「霊験」「効験」などの「験」です。

それが吉凶を示す前兆、縁起の意味にも使われるようになりました。ただ、この場合の「ゲン」は「験」からではなく「エンギ（縁起）」を逆さまにした俗語「ギエン（起縁）」が縮まって「ゲン」になったとする説が有力です。

「起縁」は浄瑠璃「鎌倉三代記」に「御病人に起縁の悪い事いうた。気にかけて下さんすな」とあるように、江戸時代の上方では「縁起」の意味に使われました。

これは「起縁直し」という語例もあるように、よくないことの前ぶれ、凶兆に用いる場合が多いので逆さまに言うようになったと考えられています。

言葉の履歴書

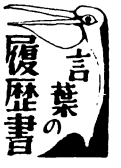

金融の自由化

金融についての行政や法律上の規制をできるだけ取りはずしていくことです。その内容は、金利の面、金融業務の面など金融のいろいろな側面に及んでいます。

これまでの金融行政は、預金者および投資家の保護のため、「信用秩序の維持」を重点に行われてきました。今後は、その理念を堅持しつつ、金利自由化の下で銀行や証券会社がさまざまな商品を取り扱い、利用者が自由に選択できる時代を迎えます。

それだけ競争が激しくなるわけですから、金融機関のサービスの向上が期待されますが、同時に預金者や投資家も、従来のようにどの機関を利用しても一律の金利というわけではなくなるので、自らの責任で判断することが必要になってきます。

金融自由化の背景としては①大量の国債を消化するため市場で引き合う金利の設定が必要になった ②わが国経済の国際化により、内外の資金交流が活発になった――などの点が挙げられます。

――地区別税務・経営研修会――

町田南地区研修会

会場　**町田国際証券**　60．9．10

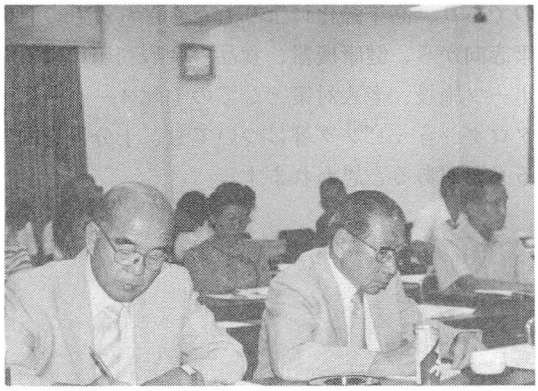

9月10日午後2時から国際証券町田支店2階会議室で開催されました。

この日は天候にも恵まれまして、会場も久美堂本店前の町田の中心市街地のどまん中ではじめての研修会とあって、中心商店街の商店主、中小企業主の会員さんたちが多数参加して下さって、国際証券株式会社調査部長池辺恭様、町田税務署の会津隆行様の講演もいやが上に盛り上がった雰囲気でありました。

町田中央・町田北研修会

会場　**成南信用金庫**　60．9．17

中町2丁目にある城南信用金庫原町田支店を会場に選び9月17日午後2時から開催いたしました。

遠く玉川学園からも多数の会員参加がありました。両地区会長さんのお骨折りで会員が会場をいっぱいにするほどの盛況でした。

会津様、池辺様両講師にも熱がこもり、講演後の質疑応答にも緊張感がみなぎり、講師も顔を紅潮させるほど、ちょっとうれしい悲鳴に似た心理状態がつづきました。

これには、講演途中から城南信金の庫員さんたち多数が勉強の機会を得て参加され、会場に花を添えたことも一因かと思われ、城南さんに改めて感謝するものでございます。

―― 地区別税務・経営研修会 ――

南第一・第二地区研修会　会場　横浜銀行成瀬支店　60.9.26

横浜銀行成瀬支店２階を借りて９月26日午後２時から開催いたしました。

会場が浜銀成瀬支店の２階会議室のため、会員さんの参加の便がよく、立地に恵まれたことが成功の大きな鍵だったと思うわけでございます。両地区の会長様のお呼び掛けに多数の会員さんが参

加してくれました。参加人員ではこれまでの最高を記録しました。

会場設営にあたっては、スライド上映に適するよう暗幕がないために地区会員のみなさんこぞってのお骨折りを頂き会場作りに成功したこともここに特記して感謝の意を表するものでございます。

鶴川地区研修会　会場　横浜銀行鶴川支店　60.10.4

鶴川地区の研修会は10月４日午後２時から小田急鶴川駅前にある横浜銀行鶴川支店を会場に選んで行ないました。

地方区域の開催にもかかわらず地元地区会長さんのご努力により多数の地区会員のみなさんがご出席をお願いすることができ、鶴川地区ならではの盛会でございました。

―― 地区別税務・経営研修会 ――

忠生地区研修会

会場　忠生市民センター　60.10.7

10月７日に忠生市民センターを会場に忠生地区研修会を開いたところ、地のりが悪い条件にもかかわらず、地区会長さんはじめ役員の方々が事前のＰＲが行き届いていたために何とか定刻開催を実現することができました。このために研修会は盛功裡に終了することができましたことを地区役員さんの方々に感謝申し上げる次第です。

堺地区研修会

会場　堺市民センター　60.10.14

堺市民センターを会場にして、10月14日午後２時から開催いたしました。町田市で一番北西部に位置する地区での研修会でしたが、地元の会員の積極的な協力がありまして、会員数が一番少ない地区なのに、出席率では全地区を通して最高を記録しまして研修会及び法人会への関心の強さを示され、主催者の胸をじーんと熱いものが汲み上げて参りました。

研修会に出席されなかった皆様のために
各地区別税務研修のあらまし

町田税務署法人税部門
会　津　指導官

９月10日の町田南地区を、始めとし10月14日堺地区まで、六会場にわたり、各地区別税務研修会の講師を引き受け、「人件費をめぐる節税問答」をテーマに研修を行ってきたわけですが、当日、参加できなかった町田法人会員の皆さんのため、今回行った税務研修の、ポイントについて、紙上掲載しました。

法人税

〈節減のポイント〉

１．利益がでたら役員賞与より配当で

役員と株主が重複している場合は、利益を役員賞与で受け取っても、配当金で受け取っても受け取る人は同じですから、利益の分配を役員賞与でするより株主配当金でしたほうが、得になります。

（理由）○株主配当金→配当軽減率税の適用あり。

配当軽減税率

（中小法人＝資本金、１億円以下の法人）

	通常の税率	配当分の税率
法人所得 800万円以下	31%	25%
800万円超	43.3%	33.3%

（昭和60年現在）

○さらに、株主自身でも、所得税の確定申告で配当控除を普通10%税金から差し引くことができます。

２．役員には賞与よりも報酬で

役員賞与は、ご存じの方が多いと思いますが損金にはなりません。しかし役員報酬は適正な額であれば損金となります。この方法は、最もオーソドックスなものです。

役員賞与————損金に不算入
役員報酬————損金に算入

(注)ただし役員報酬は、役務の対価として適正な金額に限られ、勤務実態からみて、過大と認められる場合は、その過大分の役員報酬は、損金に算入されません。

3．従業員の給料は未払計上ができる

例えば、従業員給料の締切りが20日の場合、月末支払の会社が多いと思いますが、21日から月末までの分は、使用人給料については、未払計上できます。ただし、給料の締切日にならないと債務が確定しない皆勤手当等は、未払計上できません。また、役員の報酬についても日割計上になじまないことになっていますので、日割未払計上できません。

4．人間ドックの費用は経費にできる

人間ドックの検診は一般の健康診断より高度で精密な内容だけに、比較的費用が高くつきますが一定の条件さえ満たしていれば、会社の費用にすることができます。

〔条件〕

イ、一定の年齢以上の者であれば、すべての社員が受けられるようになっていること。

ロ、検診の内容が健康管理の上からみて、一般に実施される程度のものであること。

5．役員の決定は慎重に

代表取締役はもちろん、常務取締役、専務取締役、監査役、常務理事、専務理事等は、たとえ使用人の職務を兼ねている場合であっても原則として使用人兼務役員には、なれませんので、役員の決定は慎重に行うことが必要です。

6．役員になるまで息子の株は5％以下に

同族会社の場合は、代表者の親族でほとんどの株式を持っている場合が、多いと思います。その場合、息子が取締役の地位になく使用人としての職務を行っている場合でも、全株式の5％を超える株式をもっている場合は『みなし役員』となり法人税法上、役員の扱いになりますので、使用人として、まだおきたい場合は、所有株式をその同族会社の5％以下にしておいた方が、有利です。ただし相続税のことを考えた場合は、逆に早目に株式を息子等に分けた方が、支払う相続税は、少くなります。

〔みなす役員〕

同族会社の使用人のうち、次に掲げる要件のすべてを満たしている者で、その法人の経営に従事している者は役員とみなされます。

イ、その会社の株主グループにつき、その持株割合が最も大きいものから順次その順位を付し、その第1順位の株主グループ（同順位の株主グループが2以上ある場合には、そのすべての株主グループ。以下このイにおいて同じです。）の持株割合を算定し、又はこれに順次第2順位及び第3順位の株主グループの持株割合を加算した場合に、その使用人が次に掲げる株主グループのいずれかに属していること。

㈠ 第1順位の株主グループの持株割合が50％以上である場合のその株主グループ

㈡ 第1順位及び第2順位の株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合がはじめて50％以上になるときにおけるこれらの株主グループ

㈢ 第1順位から第3順位までの株主グループの持株割合を合計した場合にその持株割合がはじめて50％以上になるときにおけるこれらの株主グループ

ロ、その使用人の属する株主グループのその会社に係る持株割合が10％を超えていること

ハ、その使用人（その使用人の配偶者及びこれらの者の持株割合が50％以上である他の会社を含みます。）のその会社に係る持株割合が5％を超えていること

5％を超える	法人税法	相続税
株を分ける	×「みなし役員」になる	○少なくてすむ
株を分けない	○「みなし役員」にならない	×多くなる

——地区別税務・経営研修会——

7．社長の給料は安くしておく

息子等へ経営の引継ぎを考えている場合で、息子さんがすでに経営に従事し、相当な職務を行っている場合は、社長の給料は、じょじょに安くし、息子さんの給料は、じょじょに役務の提供に見あった範囲で引き上げていった方が、将来の相続税の負担が少くなります。ただし給料を引き上げる場合は、過大役員報酬にふれない範囲内で行うことが大事です。過大役員報酬と認定された場合は、過大部分については、法人税上の損金とは認められなくなります。

※ おわりに、税務研修の概要は、スペースの関係上、省略した部分もあります。また税務につきましては節税も必要ですが、より一層皆様方のご事業を発展成長させ、それに応じた、正しい申告と納税をお願いしたいと思います。

合同講演会講師を招き開催される

経営に役立つ法律知識

とき　昭和60年10月15日
会場　町田市民ホール

講師　弁護士　**加　茂　隆　康**

10月15日、「経営に役立つ法律知識」と題しまして第一東京弁護士会所属の加茂隆康氏の講演をお願い致しました。この講演会は三橋会長のご好意によって実現したものであります。われわれが経営上で当面する法律的な諸問題について明快な解説をして頂きましたが、この講演会は町田青色申告会、東京税理士会町田支部、東京小売酒販組合町田支部、町田納税貯蓄組合連合会、町田親酉会、町田間税協力会以上6団体の協賛を得て本会が主催したものです。以下加茂弁護士の講演の一部を掲載させて頂きます。

手形の種類は約束手形と為替手形の二種がある。手形交換所はこれらの振出された手形を交換するために設けられた。

手形を振り出すには、銀行へ行って口座預金を開設する。その開設と同時に手形用紙というのが銀行から交付される。それをもらって手形を振り出すことができる。

(1) 必ず書かねばならないこと（手形要件）書かねばならないこと。

手形金額、支払期日（満期）、振出人の署名。

(2) 金額の記載方法

※アラビヤ数字で記入する場合はチェックライターを使う。

（例　¥5,000,000※）

※文字は記入する場合は、壱、弐、参などの文字を使う。

（例　金壱百弐拾参萬円）

※金額の誤記は訂正せず、新しい用紙を使う。

(3) 金額以外の訂正は、例えば振出し住所の誤記は届印で訂正する。

(4) 振出日、受取人欄を空白のまま振出すことの利点と欠点について。

振出日と受取人の欄は書かなくてもよいところだ。ただあくまでも書いてなければ完全な手形ではないわけで、受取った方が支払いに回す

プロフィール
弁護士　第一東京弁護士会所属
現在、各種会社の顧問弁護士として活躍中。

場合には原則的に振出日も受取人欄も記載されているべきである。

しかし、振出す場合には受取人とか振出日を記載しないで白地のまま振出すことがよくあり、これを白地手形と呼んでいる。

手形要件の書くべきところが白紙になっている手形を白地手形といい、振出日を書かないとどういう利点があるかと、つまり満期、支払期日までの期間がどれくらいあるのかわからない。逆にわからないために手形信用を疑われる場合がでてくる。

例えば、60年1月1日振出しで、60年12月31日が支払期日とすると、この手形は銀行へもって行っても受取ってもらえないかもしれない。そういう場合、わざと支払期日を書かないということが行われる。

まだ受取人欄が白地の場合、金融機関が自分のところを受取人にして割引く場合、白地の方がやりやすいという利点もある。

そのために振出日と受取人欄が白地の手形が現実にはおこなわれている。

振出日、受取人空白の手形を受取った方がこれを支払いに回すときは記入しなければいけないと申しましたが、現実には白地のまま手形交換所に回ってくるのがある。

この場合、厳密に言うと手形要件が完全に保証されていない。けれども実際には慣行で決済がおこなわれている。

振出日と受取人の欄を白地にして出した場合どういう欠点があるか。振出す方には特別の欠点はない。むしろ受取る側の方に欠点がでてくる。

受取った方が、もしも第3者に手形がまわって甲から乙に手形が行って、さらに丙という会社に裏書きした場合に、乙という名前が受取人欄に出て来ない。そうなった時に困るのは丙である。

どうして丙が困るかというと、丙という人は支払期日に手形交換所に手形を回して取立てに回すわけだけど、不渡りになると、原則的に裏書人に手形上の支払いを請求することになる。このことを遡及権という。乙社という会社の名が受取人欄に書いてないと、乙社に請求することが出来なくなる。受取った丙からすると、乙という名前が書いてあるのがいいわけである。

みなさんが振出す場合でなくて、受取人あるいはさらに回す場合には、あとあとの遡及ということを考えると、ぜひ乙社という名前も手形をもらう時に入れてもらった方が断然いいわけである。

(5) 手形の印紙は誰が貼るか。

次に、手形の印紙は誰が貼るかということだけれども、原則的に手形の作成者が貼ることになっている。つまり通常は振出人である。

金額の欄を白地のまま出した場合には、この金額欄を埋めた方が貼るということになっている。

印紙税率については、巻末に一覧表をのせているので、この表に従って金額の印紙をお貼り頂きたい。

(6) 手形の無権代理、偽造に注意すること。

次に手形の無権代理と偽造手形について一寸お話したい。

例えば、代表者印を勝手に使われてしまったとか、こういうことが手形の事故の中でいくつか起っている。

こういうのを手形の無権代理とか、偽造と言

っている。無権代理とは、権限がないのに代理したことをいう。例えば、振出人の中に○○株式会社代表取締役○○○○とあった場合、その代表取締役のところが、実はこの人には代表権がなかった。その社長さんはつい先月やめてしまわれたというような場合には事実代表権がないわけで、この人には権限なく手形を勝手に振出したということで、無権代理という。

それに対して、会社でなく個人名の場合、何野誰兵と、個人名で振出した手形がある。何野誰兵というところは、普通は本人が書くわけだけれど、全く赤の他人が権限もなしに他人の名前を使ってその人になりすまして手形を振り出す場合、これを偽造という。

どちらであっても、無権代理とか偽造とかは原則的には本人には責任がない。しかし、手形というものは転々と流通しているのが建前になっている以上、転々と回って来た時、第3者にはそうした事情がわからない。

たしかに原則的には本人の責任はないけれども今の手形の流通では責任のない本人が責任を問われる場合が非常に多いということだ。

どういう場合に責任を問われるか、権限がないのに勝手に印鑑を使われてしまったり、自分の名前を使われ、印鑑が使われているといった時である。

会社をやめた社長に 1,000万円の手形を振出されて会社としてはその対応にどうしたらよいか。その場合には、まず支払銀行の方に連絡をとってこれこれしかじかだからと理由を話してその手形を不渡りにしてもらう。

不渡りになると、そのままにしておくと、銀行取引が停止されてしまうから、それは何とか食い止めなければならない。

そのためにどうするか。不渡りをまぬがれるために異議申立提供金を積まなければならない。これは自分の方はお金がないから不渡りにするのではない。別の理由で不渡りにするんで、お金はここに耳をそろえてあるということを銀行に示さなければダメである。そういう示す証拠のお金というのが異議申立提供金というものである。

この異議申立提供金を積まないで済ませる方法がある。異議申立提供金を積まないで免除して下さい、と手形交換所に申請手続をすることである。その場合には、誰々に手形を偽造されてしまった。無権代理という形で勝手に手形を作られて振出されたことを告訴なら告訴をして、その告訴状の写しを添えて免除の請求をする。

そういうことをすると、警察まで訴えたのだから本当だろう。偽造はたしかだろうとみてくれまして異議申立提供金というお金を免除してくれる。

こういうことをちょっと頭の中に入れておかれれば不測の事態が起っても今後のご商売の上で役立つだろうと思います。

(7) 裏書譲渡を禁止したい場合。

裏書禁止手形を作る場合は「上記金額を貴殿に限りお支払いいたします」と記載することで効力を発揮する。

(8) 手形受取りの際のチェックポイント。

① 手形要件がそろっているか。
② 振出人の署名は完全か。
③ 記載事項に矛盾はないか。
④ 裏書が連続しているか。

10年後をどう読みとるか

～番組の舞台裏から～

とき　昭和60年11月14日
会場　ラポール 千寿閣

NHK総合特集キャスター
勝　部　領　樹

勝部でございます。

金屏風の前に立たされますと緊張いたします。よろしくお願いいたします。

「10年後」というと1995年でございますが、これから21世紀初頭にかけて町田はもっと変るのではないでしょうか。おそらくそれを皆様方は目指しておられまして、そのために日夜頑張っておられるのだと思いますので、これからの町田の変化というものが一つのたのしみだと私は思います。

私の住む新百合ヶ丘も変って来ておりますけれども、あそこは一寸変り方が町田とは違うような気がいたします。町田の変貌ぶりというのは眼をみはるものがございます。

さて、今日のテーマは「10年後をどう読みとるか」ということです。生意気なタイトルを掲げておりますが、これが読みとれたら誰でも苦労はしません。とてもとても簡単に読みとれる筈がありません。しかし、10年先を考える物差しをポケットに入れておくことでしょっちゅう関心をもつことは先手がとれる非常に大事なことじゃないかと思います。これほど豊かになりますと、現状だけで満足しちゃっておりますと、仲々いいアイディアが出て来ないでしょうし、関心さえ持てば世の中がかわるというものではありません。そのヒントとして今日いくつかのお話しを申し上げたいと思うわけです。

勿論具体的ないいアイディアがとび出す筈もありませんが、私ども4月から毎月1回放送しております「その日―1995年日本」という番組があります。

（NHK特集「その日 The Day」―第1回「旅立ち」、第2回「二つの手紙」、第3回「侵入者の夜」、第4回「孤独への出発」、第5回「飽食の午後」、第6回「大いなる誤算」、第7回「見えない落日」、第8回「延命への道標」、第9回「未知への離陸」）

ごらんいただいた方もあると思いましょうけれど、とにかく10年後の日本をいろいろと模索してみようという番組ですから、その番組の取材の裏話、それから取材班のスタッフがきいてきた話で放送に出ない部分がかなりありますので、その部分についてかいつまんでお話をしてみたいと思います。

日本がこれほど豊かになりますと、人間はすぐ現状に満足しちゃうんですね。温い座布団の上にぬくぬくと座っていればいいわけですから。どうしても貧しかったら追いつけ、追い越せという目標が上にあって、上向きで努力しあって来た時と比べてスキが多くなっているかもわかりません。

極端な言い方をすれば、今の日本は世界の実験場みたいなものです。あまりにも変化が早すぎるわけです。

プロフィール

昭和29年	青山学院大学英米文学科卒業 NHK入局（放送記者）
昭和34年	東京社会部記者のちデスク
昭和52年	「ニュースセンター9時」 キャスター この間南極テレビ中継の取材団長
昭和54年	「NHK特集」キャスター 〝石油〟〝原子力〟〝食糧〟 〝先端技術〟で世界各地取材
昭和60年	〝その日（THE DAY） 1995日本〟総合キャスター〟

合同講演会

この早さの一つに科学技術の長足の進歩の問題があります。半導体にしましてもその進歩が早すぎるのです。

人間関係で言いますと、高齢社会が目前に迫っている。これも外国で経験しないことですね。現在日本は平均寿命でいうと世界一になっちゃいましたけれど、日本の場合は終戦直後の平均寿命というのは45才ちょっとじゃなかったでしょうか。

それがこの30数年、特に過去の20年間ぐらい、栄養も良くなったし、医学も進歩しまして、ものすごいスピードで高齢化が進んでいます。私共は30数年でにわかに高齢国になった。これをはっきり言いますと、日本の場合、本当の高齢時代というものがいったいどういうものか、まだ案外みんな気がついていないのではないかと思います。

現在の日本は経済力が世界第2位になって豊かになって、あまり便利になりすぎたために、われわれが経験していないような落し穴がこの先に待っているかもわかりませんからそんなことはあってはなりませんけれども、ある可能性があるならば、今のうちからそれに気付いて、そこを避けて通るとか、そこを乗り越えるくらいの知恵を今から少しづつ考えておいた方が身構え方として間違いないだろうということで「その日」の番組を作ったわけです。

世界の実験場として変化のはげしい日本ですから、より一層将来を見る眼をもちましょうということです。蔭があるならば、それを光に変える知恵を番組は出しましょう、番組の宣伝ではございませんが、これは茶の間のおじいちゃん、おばあちゃんからお孫さんまで、できるだけ、10年先ぐらいの物差しをとにかく持って頂く、そのヒントを番組ではいくつか提供するだけ、結論を出さないでみなさんで考えて話し合って頂くことにしました。

時代はどう変っても案外一つだけしっかりしたものがあれば、これは相当難局をのりこえることができるのじゃないかということを一つあるような気がします。それは知恵だけじゃなくて、やはり人間じゃないかということです。しかも、それは理想論のように聞こえるでしょうけれど、やはり人間の絆ですね。一番わかりやすく言いますと、家族の絆ということになります。

今年の夏、日航ジャンボ機の悲惨な事故がございました。あの事故で一命を亡くされた方々の中に遺書を残された方々がいられて感動を喚びましたが、あの遺書の宛名は発見された物に限っては全部家族とか子供宛でした。これはどういうことを示しているかといいますと、やはり人間は平穏で豊かで、何の心配もなく暮している時は家族は一つ屋根の下で仲良く暮しているのが当り前だと思っている。だけど、危機に直面しますと、まず頭の先に浮び、気持の上で寄りすがりたくなるというのは家族だということです。会社でなく家族だということです。これらの遺書は、いざという時は家族というのは非常に大きな絆の太さが頼り

になるぞと、われわれ全体にメッセージしてくれたと受け止めていいかもわかりません。

さて、10年後はどうなるかという話を申し上げる前に、前提条件があります。

一つは戦争です。こんなもの起きたら、直接日本にひびいて来ますので、日本のＧＮＰはただちに下降線をたどります。従って戦争紛争というのは起しちゃいかんということだけははっきり言えます。日本は経済大国ですけども資源小国です。石油をはじめ鉱石などの原料や食糧を輸入して日本の経済は成り立っているのです。日本は全地球上から資源を集めた上に、いい製品を作ってまた逆に全地球上に買ってもらっています。

もう一つの前提条件は、ものの見方をがらりと変えて頂いた方がこれから先々、いろんなアイディアも出やすいかもわからないということです。

今まで自分中心で、自分の経験則だけでものを考えていますと、仲々逆も真なりということに気が付きません。南半球では北半球とはすべてが逆だということです。今年のクリスマスにはニュージーランドからサクランボが届きます。

これからは、せめてワイドレンズ的な見方でもって自分の経験則以外のことに関心をもっていただいたらと思います。とくに世界の動きについては関心をもつということは大事です。

もう一つ、ワイドレンズだけでなくて、望遠レンズを持っていた方がよいということであります。

これから10後の具体的な話題を申し上げたいと思います。

一つは、10年後はどうなるんだろうということです。とくに政治問題とか、戦争問題というのはあえて取り上げませんでした。

われわれの暮らしを中心に、あの番組で取り上げているわけです。この中でいろんなテーマをやっております。

その中の一つは、先程も申し上げました科学技術の問題であります。私たちはこれを電子時代と言っているんです。エレクトロニクスの時代ですね。朝から晩までわれわれエレクトロニクスのお蔭で、随分助っておりますからね。

半導体が主役ですけども、半導体の中にも計算能力をもっているものと、知恵の半導体いわゆる記憶だけをやる半導体があります。この記憶に関する部分では日本は世界一です。同じ半導体を作ったにしたって歩留りが日本の場合全然ちがいます。そして安くもあり、故障もしません。この半導体の開発によって各種のロボットが作られています。消防士ロボットも真剣に検討に入っています。

それから高齢者で寝たきりの人をうまく抱いたり、移動させたりするロボットはすでに実用化されております。それから石油探査ロボットなども石油会社の一部で開発がまじめに行なわれております。

コンピューターの開発導入によって職場が自動化され働く場がどんどん少なくなっていると思いますが、それを、それに替る新しい職場を技術が生んでゆかなければなりませんね。人間ていうのは働らいて、そこでもってサラリーを稼いで生活してゆくわけですからあるいは利益をあげながら。その場がしっかり確保されていなけりゃいかんわけで、何か新しい技術が職場を広げてほしいと、これも大事なことです。

やっぱり全体の経済力を支えるためにも個人の収入をしっかりしておくことは間違いのない大きな基本ですから、そこへ尖端技術が手を貸してほしいということですね。そこで登場したのがビデオテープレコーダーです。これを作り出した職場というものは大変な数ですね。今度はカラーテレビのあとは何かということも含めて日本の場合まだまだ働く場の余地はあると思いますけれど、しかし、それを産まなきゃおかしいです。新素材やセラミックなどが出て来れば、それはそれで新しい職場につながってゆかなければウソでありますからね。

次は通信情報時代の話をしてみたいと思います。これは、はじめにカード時代の将来ということでちょっと取り上げてみました。ニューメディア時

代という言葉だけが先行して案外わかっていられない点が多い。

実は将来、私たちの個人の暮らし、家族の暮らし、会社の活動状況、これが外にあるいろんな情報をもったコンピューターを直結されてゆく時代だと思った方がわかりやすいかもわかりません。

つながるものは何かと言いますと、一本一本銅線の電話線のようなものが家の中へ何本も入ってくると思ったら大まちがいです。たった一本のガラスの糸でいいわけです。光ファイバーと言うやつです。

従来私共が「モシモシお元気」なんて使っているのは銅ケーブル、銅線です。もう100年以上もこの銅線を使っております。これは便利なように見えますけれど、ところが一回電話をかけていますと、他の者には使えませんよね。うまく波長を変えたりしますと、ファクシミリなど使えるようになりました。だけど原則として銅線一本ではそれほど使えません。

そこでできたのが光ファイバーですね。ご存知だと思いますけども、ガラスの糸の中を、光の点滅がもの凄い先まで跳んでゆくわけですね。20キロ先、なんの機械もなしに。最近改良されたものでは40キロ先まで跳ぶようになりました。

光ファイバーは、非常に細いガラスの糸でできています。私たちは古河電工の工場へ行ってくわしくみせてもらいましたけれど、髪の毛の2倍ぐらいの太さだと思われたらいいかもしれません。そのままだと折れちゃいますから、そのまわりに合成樹脂の被膜をつけてあります。太いといったって1ミリちょっとぐらいのものです。

この光ファイバーで銅線に比べてどのくらいの通信が送れるかというと 1,000倍以上とみていいでしょうね。「モシモシ」と言っている10秒の間に、コンピューター使えば、30分ぶんぐらいの情報が多少集約して送れるかもわかりません。大変便利であることがおわかり頂けたと思います。

それでは10年後はいったいどうなるんだろうと思って、ＮＴＴの進藤さんにお逢いしてたずねてみたら、村の郵便局まで当然のことながら光ファイバーが入っているということでした。当分は銅線と併用ですがね。光ファイバーを通さなければ光ファイバーのメリットがないじゃないかと言っておられる。

15年後、20年後は、日本列島は光ファイバー網で結ばれる時代がくることはたしかですね。光ファイバーのもたらすわれわれの暮らしへの影響というのは大きなメリットとなることは間違いないでしょう。今家庭にある電気の安全器と似た小さな家庭コンピューターが各家庭に一個ずつ備えつけてあって外の各種のコンピューターとつながっていろいろな仕分けをしてくれるだろうということです。

三鷹のＩＮＳの実験で一番評判がわるいのはテレビショッピングです。それに在宅勤務、これは絶対ダメだと言っています。

人間的な眼でみた場合、ＩＮＳでこの二つが評判がわるいのはわかります。

今までは、紙一枚を抽出しの中に入れておけばお互いにそれで良かったけれど、今度は電子契約時代、電子情報時代となりますと、みんなコンピューターファイルですね。そのことはちゃんと知っておかなけりゃならんのです。知った上で大いに便利さを活用したらよいのじゃないかということなんです。

おそらく技術者の方たちは、各メーカー、各金融機関、病院にしましても、一生懸命開発をしてくれるでしょうから、いい時代が来ると思うんですが、使う方としてはやはり選ぶ眼だけもっておく必要がありますね。

これから先、いやな時代が来るなんて考えちゃ負けですからね。より便利ないい時代を作りあげるために手を打つべきところには手を打とうじゃないですか。それが人間の知恵じゃないですか。そのようにわれわれの番組はみなさんに訴えかけているつもりなんです。

高齢時代だって暗くしてたまるもんですか。なんとかやってみたいと思います。沖縄へ行きます

とね、日本の地方の小都市もそうですがお年寄がぼけられても進行しません。

非常に大事にされているから全然不安を感じたり、イライラすることがないんですね。

地域だって、家族だって、孫だって、曽孫だって沢山いますから、一人っ子というのは沖縄ではあまり居ません。子供、孫たちが一週間に一回はおじいちゃん、おばあちゃんを真ん中にして団欒の夕食を摂る。あれで不安感を感じさせないということは、ぼけを進行させない大変な歯止めになっている。つまりこれは人間の絆と言えると思うんです。

ぼけって大変むずかしいことだけれど、それを人間の絆で包み込む、家族も苦労されるし、また施設も作ってあげなけりゃいけないけれど、この人間の絆こそ、時代が激変すればするほど、より太くならなけりゃならんということです。いまそれが逆にどんどん細くなりつつある感じしかしませんのでなおさらです。

このことを結論にして、10年後を読みとる眼という、ちょっとむずかしいテーマを掲げましたけれど、これで終らせて頂きます。

どうもありがとうございました。

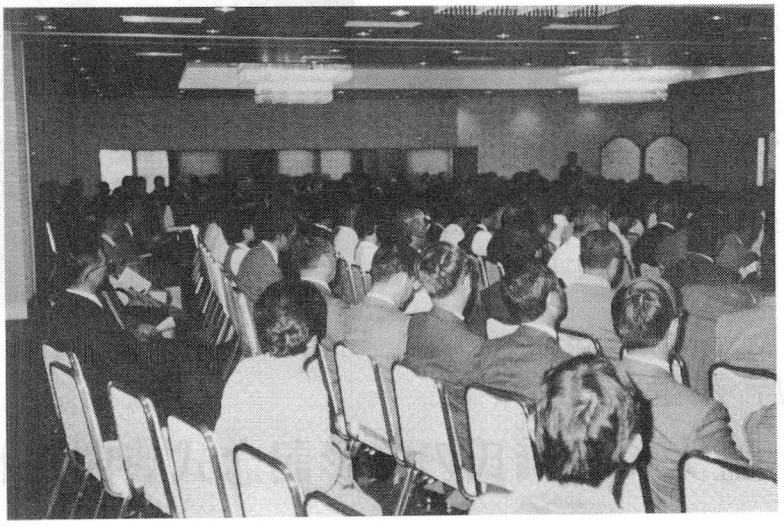

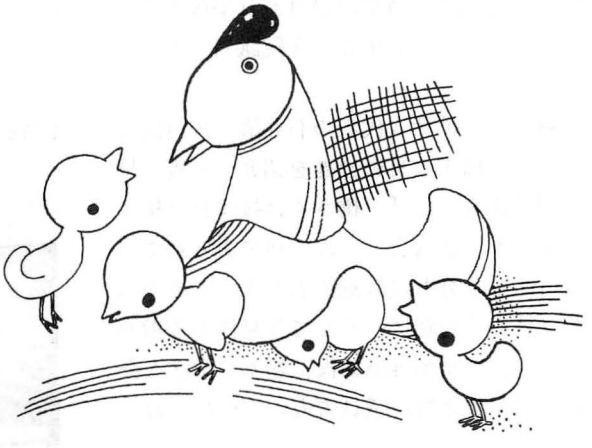

昭和60年度実務簿記中級実務簿記講座開催される

講師に石井一弘氏を招いて
８月22日～10月17日まで９回開催される

昭和60年度中級実務簿記講習会は真夏の８月22日からスタートし10月17日に修了式を挙行しました。

ここに中級実務簿記講習会の全課程を終了しましたことを心からお喜び申し上げたいと思います。今回の受講先50名中、全行程出席者は15名でした。６回以上の方17名、合計32名の方たちに修了証書を授与いたしました。

今回の講習会はすばらしい先生をお招きすることとができたことがまず第一の成功の起因だったと思っております。東海大学講師であり、公認会計士でもある東京税理士会町田支部会員の石井一弘先生にお願い致しました。

中級簿記講習会は、58年に第１回をはじめとして、59年、60年と回を重ね、今回は第３回めに当ります。

これまでと内容の一部がちがっていることは今回工業簿記を採用したことであります。これは画期的なことであります。このように簿記講習も法人会の大きな事業の一つになって参りましたことを会員各位にもぜひご認識頂きたいと思うわけでございます。

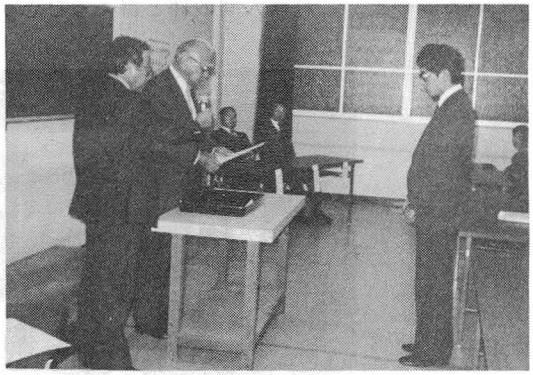

国税庁長官表彰
盛大に三橋氏の受彰記念式典開かれる

さる10月24日、町田市で初めて国税庁官表彰を受けた町田法人会長、三橋忠正（三橋宝永堂社長）氏、の受彰記念式と祝賀会が11月27日午後１時半から千寿閣で開かれ、石川要三衆院議員ら多くの人が出席して祝った。

まず式典では、世話人代表の石井儀一氏（法人会副会長）が三橋氏の受彰経過を紹介、来賓の早川博治町田税務署長が「三橋さんは接すれば接するほど奥深い人、法人会の生みの親であり育ての親で、永い間のご努力に敬意を表します」とのべ、石川衆院議員も「的確に、そして先見性ある指導者だ」と祝い、笠原邦雄市助役、豊永全国法人会連合会長、伊藤公介衆院議員夫人らが祝辞をおくった。

多くの来賓紹介に続き記念品や花束が三橋夫妻に贈られ、三橋氏は「本日の栄誉と感激を終生忘れず、今後も努力して行きます」と喜びにあふれていた。

このあと祝賀会に入り、三橋夫妻が鏡開き、日本舞踊や歌曲などを楽しみながら祝宴で懇親した。

法人税解説シリーズ

税務調査から見た誤りやすい経理処理

内容によって異なる償却期間

借家に伴う権利金等

調査官はここを否認した

A社は、ビルの一室を事務所として賃借し、権利金300万円、敷金500万円（うち10%は解約時に返還されない）を支払った。

賃借期間は2年間であるが、賃貸人、賃借人の双方に異議がないときは、更新に伴う特別の支払いを要することなく、引続き賃借することになっている。

決算において、①権利金300万円は2年償却とし、②敷金のうち返還されない部分50万円は当期の損金とした。ところが、税務調査において下表の通り計算されることになり、償却超過額を否認された。

項　　目	法人の処理	税務調査の結果
① 権　利　金	2年償却	5年償却
② 敷金のうち返還されない部分	当期の損金	5年償却

なぜ否認されたか

法人が建物を賃借するために支出する権利金等は、繰延資産とされているため一時の損金とはならず、その支出の効果の及ぶ期間（償却期間）で償却することになります。

この場合の権利金等には、建物を賃借するに当たっての一切の支出が含まれますので、事例の場合には権利金の300万円だけでなく、敷金のうち返還されない部分の50万円もこれに該当します。

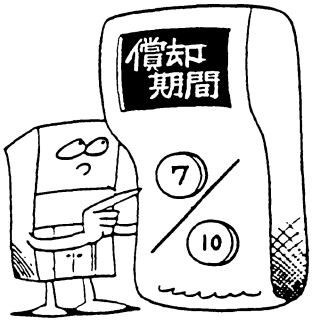

なお、賃借建物の権利金等の償却期間は次の年数です（基通8－2－3）。

(1) 権利金等の額が賃借建物の建設費の大部分に相当し、かつ、その建物の存続期間中賃借できる状況にあるとき……建物の法定耐用年数の10分の7に相当する年数。

(2) 賃借建物の明け渡しに際して借家権として転売できることになっているとき……建物の賃借後の見積残存耐用年数の10分の7に相当する年数。

(3) その他の場合……5年（賃借期間が5年未満で、契約更新時に再び権利金の支払いを要することが明らかなときは、その賃借期間）。

事例の場合は(3)に該当しますので、償却期間は5年で計算します。

さらに、自己が便益を受けるために支出する公共的施設や共同施設の設置、または改良のために支出する費用、ノウハウの設定契約に際して支出する一時金や頭金、ソフトウエアの開発に要した費用、広告宣伝の用に供する資産を贈与したことにより生ずる費用なども繰延資産とされていますので、支出時の一時の損金とはなりません。

アドバイス

① 同種の繰延資産でも、公共的施設等の利用状況や賃借物件の契約条件などによって償却期間が異なる場合があるので、よく内容を確認する必要がある。

② 電子計算機の賃借に伴って支出する引引運賃や据付費、ソフトウエアの開発に要した費用を一時の損金としていないか。

③ 繰延資産でも少額なもの（10万円未満）および主として一般的公衆の便益に供される簡易な公共的施設のための負担金は、一時の損金とすることができる。

④ 建物の賃借に対して支払った仲介手数料は、一時の損金とすることができる。

レジャークラブの入会金・申込金

特別会費は協会の使途に応じて

調査官はここを否認した

〈ケース1〉 A社は諸施設を利用できる次の条件のレジャークラブに法人会員として加入し、得意先接待、従業員の福利厚生などに活用していた。

入会金は脱会時に返還されるため資産計上し、申込金については、返還されないため繰延資産として30年間の均等償却を行っていた。

① 入　会　金……100万円（脱会時に返還される）
② 申　込　金……150万円（脱会時に返還されない）
③ 会員資格……譲渡可能
④ 有効期間……30年

ところが税務調査において、申込金は他へ譲渡が可能であるから償却できない資産である旨の指摘を受けた。

〈ケース2〉 B社は、同業者で組織するC協会が会員の共同の用に供される会館を建築するに当たり、特別会費100万円を支出し、一時の損金に計上していた。

ところが、税務調査で、この特別会費は、繰延資産に計上して償却すべきであるとの指摘を受けた。

なぜ否認されたか

まず、ケース1の場合のレジャークラブなどの入会金の取扱いは、次のようになっています。

区　　分	(1) ゴルフクラブ (基通9－7－11)	(2) レジャークラブ (基通9－7－13の2)	(3) 社交団体 (基通9－7－14)
法人会員	資産計上 (注) 1．脱会時に返還が受けられない場合とか、他人にその権利を譲渡できない場合であっても償却は認められません。 2．従って脱会するまで損金算入が認められないこととなります。	資産計上 (注) 1．ゴルフクラブの入会金と同様に償却は認められません。 2．ただし、脱会時に返還が受けられず、かつ、有効期間が定められているものは繰延資産として償却できます。 3．償却期間はその有効期間によることとなります。	交際費等

法人会員制度がないため、個人会員として入会し、その入会が業務遂行上必要な場合	同　　上	同　　上	同　上
個　人　会　員	給　　与	給　　与	給　与

(注) (1)、(2)の記名式の法人会員の場合、名儀人たる特定の役員または使用人が、もっぱら法人の業務に関係なく、個人的に利用しているような場合は、これらの者に対する給与となります。

ケース１の場合、入会金については、脱会時に返還されるわけですから資産に計上し、当然償却もできないことになります。

また、申込金についても形式上は返還されませんが、会員権の譲渡によって回収をはかれるみちがあり、かつ、時の経過に応じて減価するという性格のものでもないため、脱退するまでは資産計上を要し、償却も認められないこととなるわけです。

次に、法人が支出する金銭を大別しますと、資産の取得価額を構成し支出時の一時の損金にならないものと、期間費用として支出時の一時の損金になるものとに分類されます。法人が同業者団体に対して支出する会費についても同様ですが、資産として計上するか、支出時の一時の損金にするかは、その同業者団体の事業目的に応じ、あるいは、その団体が徴収した会費をなんの目的で支出したかによって判断することになっています。

同業者団体は、その団体の使用人の給与の支払いなど団体の日常の経費に充てるため、いわゆる通常会費を徴収しているのが通例のようですが、こうした通常会費は、多額の剰余金が生じ、これが累積されていくようなことのないものであれば、支出時の一時の損金になります。

これに対して、特別の支出目的に充てるためのいわゆる特別会費（特別分担金）は、例えば、団体が交際費等に充てるため支出するものであれば、特別会費を支出した法人の交際費等に該当することになるなど、団体の使途によって処理が異なります。

なお、特別分担金はおおむね次のように大別できます。

① 政治献金その他の寄付金。

② 業界の関係先に対する交際費等。

③ 協会などの役員、会員などだけが行う懇親、遊興などの費用。

④ 会館その他特別な施設の取得のための費用で、会員法人において繰延資産とすべきもの。

ケース２の場合は、Ｂ社が支出した特別会費はＣ協会の会館取得のための費用の負担金ですから（上記④に該当）、自己が便益を受ける共同的施設の設置のために支出した費用として繰延資産になるわけです（**令14①　九イ、基通８－１－４**）。

アドバイス

① レジャークラブなどの申込金などを、単に将来も返還されないということだけで、支出時の損金または償却をしていないか。

② 協会などにおける使途が寄付金、交際費であっても、協会などを本来の団体活動として運営するために通常要すると認められるものの会費については、その協会などが専ら寄付金、交際費等の支出を目的とする場合を除き、特別分担金には該当しない。

③ 特別分担金は、協会などがその特定の目的のために支出したときにおいて会員法人が支出したものとされるので、それまでは仮払金等としておく必要がある。

税のしるべ「否認項目集より」

～ 変わりました ～

昭和60年

控除対象配偶者等が同居特別障害者に該当する場合の特別控除額の引上げ及び通勤手当の非課税限度額の引上げ

税　務　署

所得税の源泉徴収事務につきましては、日ごろから格別のご協力をいただき感謝しております。

さて、このたび、租税特別措置法及び所得税法施行令の一部が、次のように改正されました。

給与所得者については、原則として、本年の年末調整の際に行うことになりますので、別途印刷されている「昭和60年分　年末調整のしかた」のほか、この説明書を参照して正しく年末調整を行ってください。

1．控除対象配偶者等が同居特別障害者に該当する場合の特別控除額の引上げ

(1)　従来、控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障害者に該当する場合の所得控除額は、一般の配偶者控除額（33万円）又は一般の扶養控除額（33万円）、特別障害者控除額（33万円）及び同居特別障害者の特別控除額（７万円）の合計73万円となっていました。

（注）　同居特別障害者である控除対象配偶者又は扶養親族とは、控除対象配偶者又は扶養親族のうち特別障害者に該当する人で、所得者、所得者の配偶者又は所得者と生計を一にするその他の親族のいずれかとの同居を常況としている人をいいます。

(2)　今回の改正によって、この同居特別障害者の特別控除額が７万円引き上げられて14万円とされました。したがって、控除対象配偶者や扶養親族が同居特別障害者に該当する場合には、一般の配偶者控除額（33万円）又は一般の扶養控除額（33万円）、特別障害者控除額（33万円）及び同居特別障害者の特別控除額（14万円）の合計80万円の所得控除が受けられることになります。

(3)　イ　この改正は、一般の給与所得者については、年末調整を行う本年最後の給与の支給日がこの法律の施行日以後であるものから適用されます。

したがって、この法律の施行日前に既に年末調整が行われている一般の給与所得者は、確定申告書を提出して還付を受けることになります。

ロ　また、給与等とみなす年金の受給者については、本年最後に支払われる年金に係る源泉所得税の納付すべき日が、この法律の施行日以後であるものから適用されます。

したがって、年金の受給者については、この法律の施行日前に既に年末調整が行われている場合であっても、その年末調整に係る源泉所得税の納付すべき日がこの法律の施行日以後であるときは、その年金の支払者において年末調整の再計算を行うことにより、還付を受けることになります。

2．通勤手当の非課税限度額の引上げ

(1) 給与所得者の通勤手当の1か月当たりの非課税限度額が次のように引き上げられました。

区分		課税されない金額	
		改正後	改正前
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当		1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 **24,000円**）	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 21,700円）
② 自転車や自動車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道15キロメートル以上である場合	**9,600円**［その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額が 9,600円を超える場合には、その運賃等の額（最高限度 **24,000円**）］	8,700円［その交通用具を使用している人が交通機関を利用したとしたならば負担することとなる1か月当たりの合理的な運賃等の額が 8,700円を超える場合には、その運賃等の額（最高限度 21,700円）］
	通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である場合	**5,500円**	5,000円
	通勤距離が片道2キロメートル以上10キロメートル未満である場合	**2,700円**	2,600円
	通勤距離が片道2キロメートル未満である場合	**（全額課税）**	（全額課税）
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額（**最高限度 24,000円**）	1か月当たりの合理的な運賃等の額（最高限度 21,700円）
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券		1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（**最高限度 24,000円**）	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額（最高限度 21,700円）

(2) 改正後の非課税規定は、昭和60年7月1日以後に支払われるべき通勤手当について適用されます。
なお、次に掲げる通勤手当については、改正後の非課税規定は適用されません。

(イ) 本年6月30日以前に支払われた通勤手当

(ロ) 本年6月30日以前に支払われるべき通勤手当で7月1日以後に支払われるもの

(ハ) (イ)又は(ロ)の通勤手当の差額として追加支給されるもの

(3) 既に支払われた通勤手当については、改正前の非課税規定を適用したところで所得税の源泉徴収が行われていますが、改正後の非課税規定を適用した場合に過納となる税額は、本年の年末調整の際に精算することになります。なお、年の中途に退職した人など本年の年末調整の際に精算する機会のない人については、確定申告により精算することになります。

（税務署からのお知らせ）

どこが、どんなふうに変わるのかしら

お答えします、？新・利子非課税制度。

本人確認の書類って、どんなものを用意したらいいのかしら?

昭和61年1月1日からマル優(特別マル優を含む)や郵便貯金を利用する際は、本人であることの確認ができる書類を金融機関や郵便局の窓口に提示する必要があります。この書類には、住民票の写しや保険証、運転免許証などがあります。具体的には、銀行や証券会社などの金融機関に非課税貯蓄申告書などを提出する際、また、郵便局に貯金をする際(通帳をもって貯金をする場合には昭和61年1月1日以後最初に貯金をする際)、それぞれ次の表のいずれかの書類を提示して氏名・生年月日・住所の確認を受けてください。

区分		書類の種類		摘要
イ	住民票の写し	住民票の写し 住民票の記載事項証明書		確認を受ける日前6月以内に作成されたもの
	印鑑証明	印鑑証明書		
ロ	保険証	国民健康保険被保険者証		
		健康保険被保険者証		
		船員保険被保険者証		
		健康保険日雇特例被保険者手帳		
		国家・地方公務員(等)共済組合の組合員証		
		私立学校教職員共済組合の組合員証		
ハ	手帳等	年金手帳	国民年金手帳 厚生年金手帳 船員保険年金手帳	
		児童扶養手当証書		
		特別児童扶養手当証書		
		母子健康手帳		
		身体障害者手帳		
		戦傷病者手帳		
ニ	免許証	運転免許証		確認を受ける日において有効なもの
ホ	①外国人登録証明書②外国人登録済証明書又は③官公署から発行・発給された書類その他これらに類する書類(住民票に記載されていない人に限ります。)			②及び③については確認を受ける日前6月以内に作成されたもの

■総合課税貯蓄についても、同じような本人確認書類が必要となります。

すでに提出している非課税貯蓄申告書は、どうなるのかしら?

○昭和60年12月31日以前に銀行や証券会社などの金融機関へ提出している非課税貯蓄申告書の非課税わくを利用して、昭和61年1月1日以後新たに預け入れ(定期預貯金などの書換継続を含む)をする時は、本人であることの確認ができる書類を提示して、改めて非課税貯蓄申告書を提出する必要があります。なお、この申告書の再提出は、次の預け入れに該当する場合には、それぞれの提出期限までに行えばよいこととされています。

預け入れの内容	猶予期間	提出期限
①普通預貯金などへの給与振込や利子の振替、キャッシュ・カードなどによる預け入れ	昭和63年12月31日まで	昭和64年1月1日以後最初に預け入れをする日
②定期預貯金などのいわゆる自動継続による預け入れ(1回目の継続預入に限る)	昭和65年12月31日まで	昭和66年1月31日又は同月1日以後最初に預け入れをする日のいずれか早い日
③普通預貯金などから定期預貯金などへの自動振替による預け入れ	昭和63年12月31日まで	昭和64年1月1日以後最初に預け入れをする日

(注)公社債などの有価証券や合同運用信託についても、上記に準じて取り扱われます。

○昭和60年12月31日現在で預貯金の残高がない非課税貯蓄申告書は、自動的に無効となります。

すでに預け入れている郵便貯金はどうなるのかしら?

○昭和60年12月31日以前に通帳の交付を受けている郵便貯金への給与振込や利子の振替、キャッシュ・カードなどによる預け入れの場合……本人であることの確認ができる書類は、昭和63年12月31日まで提示する必要はありません。

○昭和60年12月31日以前に預け入れている定額・定期郵便貯金の場合……本人であることの確認ができる書類の提示は必要ありません。

詳しいことは、最寄りの税務署か税務相談室にお尋ねください。

新会員のご紹介

自 昭和60年4月1日
至 昭和61年12月31日

法人名	代表者名	所在地	業種	電話
㈲丸美商事	腰塚 耕一	原町田1－8－24	不動産業	27－6438
㈱メカトロ企画	木本 軍生	〃 2－4－3	コンピューター入力	22－0010
㈲アルファ電設	稲福 政英	〃 2－6－6	電気設備工事制御盤	23－4353
㈲オカダオーエーシステム	岡田 悉	〃 2－22－7	OA機器・販売	26－6104
㈲歌磨	朴 泰明	〃 3－3－25	サービス業	22－3731
㈲大樹	大桃キヨ子	〃 4－1－9	飲食業	28－8658
㈲ジョイフル	青山 史治	〃 4－2－14 ミサワビル	医療用具販売	27－9090
㈲コスモビューティー	原田 敏行	〃 4－3－6	美容室	25－5880
㈱嵯峨野商事	保田 豊	〃 4－18－23	不動産業	23－9629
㈲一力	坂口 力造	〃 4－20－18	不動産賃貸業他	22－2655
㈲太田送業	太田 則夫	〃 4－24－30－505	コンクリート圧送業	23－8745
㈱インテリジェントサイエンス	前澤 豊	〃 5－3－10 第二飯田ビル4F	コンピューターソフトウェアの設計開発	22－9030
成光電子㈱	田牧 寛一	〃 5－3－10 第二飯田ビル	通信システム設計・検査の保守	27－2201
㈲ホンダ二販	高橋 孝一	〃 5－3－14	ホンダ車・オートバイ販売	22－0115
徳誠商事㈲	富田 哲夫	〃 5－5－2	不動産業	29－2010
㈲アール	池田 圭	〃 5－5－2 老沼ビル1F	飲食業	23－2223
明光証券㈱町田支店	三谷 克己	〃 6－3－8	証券業	23－8781
㈲福森	福森 大蔵	〃 6－11－7	コンビニエンスストア染物取次業	22－9667
㈲シントク商事	伴野 信行	〃 6－11－7	麺類製造販売	26－2417
安田火災海上保険㈱	人見 克之	〃 5－5－11	損害保険	26－2611
多摩不動産㈱	森町三之助	中町1－2－2	不動産業	29－0568
㈱町田総業	唐木 淳次	〃 1－7－12	不動産業	23－8291
㈲遊来館	山下 聴	〃 1－15－9	貸本	22－8364
㈲東日本リビング	杉本 通彦	〃 1－28－20 天野ビル	建築業	27－6681
㈱日旺テクニカ	篠村 啓明	〃 1－28－22	金型製品製造販売	23－8821
㈱昭電社	荻津 昭彦	〃 1－30－15 木村ビル2F	電気部品販売	27－1344
東京海上火災保険㈱町田支社	吉永 康章	〃 1－28－2	損害保険	23－2623
興亜火災海上保険㈱町田支社	高橋 隆雄	〃 2－4－19 朝日生命ビル	〃	22－4958
㈱大正堂エージェンシー	渋谷 栄二	森野1－13－14	保険代理業	28－1511
日本収納システム㈱	〃	〃 〃	可変動収納家具システムの製造販売	28－1511
㈲伊勢	伊勢 房子	〃 1－27－13	健康食品及び浴剤の販売	23－7185
㈱高原書店	高原 坦	〃 1－37－1	古書店	25－7554

法人名	代表者名	戸在地	業種	電話
㈲ワイティー企画	小野 寿子	中町1-37-1ＰＯＰビル	飲食業	22－9877
ポーラ化粧品多摩西㈱	木下 豊子	〃 2－4－12	化粧品販売	28－5868
坂見測量㈱	坂見 博俊	〃 2－7－18	測量	28－6333
㈲フジ電工社	藤巻 實	〃 2－13－25	電気工事業	22－9388
㈱サンプライト	木口 容子	〃 2－25－9 トウカイマチダビル	不動産業	
M設計㈲	与座 正勝	〃 2－26－16	機械設計	23－7591
リソー工業㈲	多羅尾克邦	〃 4－15－12	御売業・製造業	23－0951
㈲サンイチエンジニアリング	北沢 哲夫	〃 4－15－12	機械設計	23－3118
㈱メディア	関口 英雄	〃 4－17－11	事務機・事務用品他販売	26－4109
㈱東京レンズ光学	勝井 俊夫	〃 4－17－16	眼鏡卸し	28－9424
㈲和光ハウジング	吉田 公一	〃 4－17－16	不動産売買仲介業	22－3530
㈱サンパーツ	平野 秀明	〃 5－21－1	電子機器	29－0038
㈲渋谷グリーン	渋谷 満	〃 5－22－1	不動産管理	23－4041
㈲美智モータース	奥山 俊昭	〃 6－23	自動車販売・修理	27－1531
東京建材㈱	綱 繁良	〃 6－358－3	建材業	28－0401
㈲メルヘン	中島 貞雄	〃 6－360－4	趣味・雑貨小売	27－2211
日本信販㈱町田支店	樫村 一心	〃 1-13-14日本ビル	総合信販業	26－3111
栄和住宅㈱	牛嶋 正治	旭町1－7－5	不動産取引業	23－9021
㈱日本エンゼル	小林 恒春	〃 1－7－5	貸店舗・貸家	29－5603
㈲カケノ電子	掛野 東	〃 2－4－4	光学測定器製造	22－0569
菱和商事㈱	田中 聴輝	本町田1527－24	電機・機械・機器の販売	25－5585
三輝測量㈲	吉田 明	〃 1760－5	測量	25－5181
㈲サンファーマ	三木 秀隆	〃1833－4	医薬品の販売	28－9773
㈲飛鳥	中林 誠一	〃 2533 木曽団地ハ12-402	自動車売買	92－2586
㈲大道具石井組	石井 喬	〃 2577 ホ-25-402	大道具セット	92－2391
平本実業㈱	平本 實	〃 3069－1	不動産賃貸業他	22－2397
㈲オフロード	木本 速正	〃 3454－24	広告企画・制作	
㈲広伸運輸	伊藤 治雄	〃 3486 藤の台1-4-203	運送業	25－6437
㈲旭屋書房	赤川 正雄	〃 3486 藤の台1-51-10	本・文房具・タバコ	25－2749
㈲おおくら	倉田 正美	玉川学園2－6－6	中華料理	25－2045
㈱ナテックス	臼倉 陽子	〃 3－18－4	電気設備の設計	28－7172
㈲竜鉄也音楽出版	田村鉄之助	〃 3－18－1		
㈲ロマン企画	大森 俊治	〃 4－16－46	出版・編集 デザイン・イラスト	26－9756

法人名	代表者名	所在地	業種	電話
応軍㈱	大橋尚	玉川学園5－24－49	コンピューターソフトウェア開発	28－8732
㈲トータルナチュラルシステム	野村隆子	〃 7－5－2		
大恵商事㈱	池田典夫	〃 8－1－14	貿易	28－6236
㈱皇漢医薬化学研究所	河村幸一郎	南大谷804－20	医薬品製造販売	
遠藤建設工業㈱	遠藤次雄	〃 1402－12	建築	26－7087
㈱ソフトランドジャパン	辻誠一	〃 1429－1	コンピュータープログラムの制作	29－0262
岡村インテリア	岡村吉一	〃 36－8	室内インテリア	25－6470
㈲精美設計事務所	中島巌	金森379－5 精美金森ハイツ	建築設備設計	25－6323
㈱宝電設	大重健一	〃 436	電気通信工事	23－4654
㈱大和建設	大音保資	〃 586－3	不動産業	27－1798
㈲東南ゴム	高山三行	〃 1164	工業用ゴム製造・販売	96－3870
丸忠建設㈱	丸山忠国	〃 1728	建設業	96－8452
㈲セレモニア東武	桜間啓子	〃 1728－105	葬儀互助会員の募集	95－6277
東栄自動車工業㈲	大沢日出雄	〃 1350	自動車整備	
㈱セイワ	山崎正之	小川1－28－8	子供服小売	96－2338
日本美健㈲	平井清広	〃 2-8-2 3-401	健康器機・販売	95－1755
㈲シルクロード	細野俊光	〃 1522	レストラン	95－0036
㈱サンシステム	江口喜美子	〃 1417	電気機械製造	95－5510
㈲リバーフィールド	川原啓子	つくし野1－11－5	電算機及び不動産賃貸業	95－7900
㈱エクセンス	小鳥井通雄	〃 2－21－2	ベビー子供服製造卸業	95－3943
㈱ぽけっとキッド	松沢征一	〃 2－26－13	ベビー子供服雑貨小売	96－7869
㈱鈴鋼	鈴木弘一郎	〃 2－30－29	鋼材販売	96－5337
㈱松田商事	柿並富士夫	〃 3－2－19	弁当・飲食	43－8668
㈱ガス アンド システム	大森一夫	鶴間681－4	半導体製造関連装置製造	95－4621
㈱八朗平	井上真一	〃 1202	ビル賃貸及び管理	95－0179
㈲伸栄商事	加納麗子	〃 1486－6－602	冷凍機器の企設計他	95－5733
㈲山田製作所	山田貴禮	〃 1880	合成樹脂	
㈲中屋敷工業	原信弘	成瀬1152 成瀬団地6-8-11	車両塗装	25－7728
㈲ハヤシ設備	林茂	成瀬1152 都営成瀬6-602	空調設備工事	25－2618
㈲シミズクリーニング	清水博三	〃 1399－5	クリーニング業	26－3209
㈲成瀬ハウジング	田板健之助	〃 1600－20	不動産取引業	96－1631
㈲横浜屋酒店	井上安夫	〃 1600－47	酒類小売業	96－8332
㈲大むら	中川勝也	〃 1646－35	日本そば	96－5070

法人名	代表者名	所在地	業種	電話
梅原電設㈱	梅原　節夫	成瀬1650－40	電気工事	96－2371
ダイニチ食販㈱	村山　安博	成瀬台3－22－15	食肉等販売	29－3835
㈲アラキ	荒木　廣次	〃　4－21－30	不動産業	23－2150
㈲ジャパン・コピア・サプライズ	鳥居　建一	南成瀬1－2－1－606	事務機器及び医療機器販売	23－4580
共栄金属㈱	中目　陽一	〃　1－2－1 1－602	鋳鉄製造	29－4566
㈱栗原	栗原　信平	〃　1－4－6	酒類販売業	27－2655
㈲成瀬シティーサービス	木目田　元	〃　1－23－1	不動産の貸付・等理	23－4006
㈱都市開発研究所	村田　ヒデ	〃　4－7－4	レストラン・喫茶	23－2988
㈱ジー・エス・エンジニアリング	大森　一夫	〃　4－21－3	半導体製造装置の製造	28－9641
㈱松見商事	松見　法広	〃　5－20－4	自動販売機設置修理	28－7763
アップル商事㈱	山内　晴夫	〃　5－32－12	手芸店	26－8228
㈱日装	富田　容弘	〃　6－17－4 成瀬ロイヤルハイツII－1－D	任宅クリーニング	28－8209
㈱イーアンドエム研究所	宍戸　剛敏	〃　7－15－1	電子設計	29－5074
㈱エルパ	片岡　義明	〃　7－16－5 グリーンポート305	コンピューターソフトウエア開発	29－4162
㈲アイコーホーム	笠原　尚	〃　6－17－6		22－2401
美山エンジニアリング㈱	菅又　崇	高ヶ坂45－3	土木建築	28－1802
㈲松尾工事	松尾　陽一	〃　57－2	建設業	26－9222
㈱神原建設	神原　一男	〃　242－15	建設業	28－4400
㈲林建窓	林　紀一郎	〃　391	ガラス・サッシ	96－1222
㈲河田工務店	河田　恒男	〃　439－4	建築業	26－2760
㈲たち樹	葛西　一男	〃　533		28－7683
三和技研㈱	清水　聖勝	〃　600－3	工業用電子計測器製造販売	26－9621
㈲三橋美容室	三橋　義勝	〃　1420	美容室	26－4347
㈱ムラサト	村里　安彦	〃　1844　B－633	石油製品の輸出入	22－8610
㈱丸一タイル工業	前川　彰一	野津田町496－5	タイル工事業	34－3133
東京臼杵運送㈱	足立　馬風	小野路町1730－1	運送業	34－3101
㈲高橋住建	高橋　英雄	〃　2009	建築業	34－6463
京芝電通㈱	永田　義信	大蔵町3034	通信機器一般	34－4711
深沢産業㈱	深沢明紀夫	〃　222－3	木造建築	34－4060
㈲つばき	高崎　正夫	鶴川5－12－11	化粧品販売	35－3485
㈱エフィーシー	藤好　幸夫	三輪町234	マイクロコンピューターシステムの設計製造販売及び付帯業務	044-988-7889
仲尾建材興業㈱	仲尾　郁夫	〃　466	残土・砕石運搬一般土木業	044-988-4102
(宗)高蔵寺	新山　尚光	〃　1739	宗教活動	044-988-2585

法人名	代表者名	所在地	業種	電話
㈲イワツキ製作所	磐槻　和夫	広袴町554	電線圧着加工業	35－6194
㈱近代建築デザイン	古沢　安雄	能ヶ谷町275－1	建築設計・建築デザイン	23－7338
㈲新教育ゼミナール学習館	横山　忠男	〃　1107	学習塾経営	34－5320
㈱アサオ電子	折笠　朝男	木曽町843－44－109	計測器製造	91－6847
㈲メルシー	中前　勝義	〃　1097－5	製パン販売	92－2548
㈲八明商事	八木　明	〃　1106		91－3084
㈲藤設備	斉藤　勲	〃　1210 イ12－112	空調設備工事	93－2330
㈲創栄工業	木村　修二	〃　1263	配管設備	28－9624
㈱新日本設計コンサルタント	小野　勉	〃　1721	土木設計業	92－2675
㈱ツカサ	庄司　藤雄	〃　534－1－6	建築業	24－7251
㈲上園加工	上薗　有孝	〃　1248－1 イ－26－202	電気・電子機器組立・加工	93－2628
㈲市町村企画情報研究所	野村　徹也	山崎町1964－5 1－9－406	都市計画コンサルタント	92－4497
㈲アステム	青木大次郎	〃　山崎団地 4－10－103	放送用マイクロホン他販売	91－9380
㈲前田和裁	前田　盛	忠生2－15－132	和服縫製指導	93－5555
㈲藤田工業	藤田　直三	〃　2－15－150	鋼製建具建築金物	93－5051
㈱北村商事	北村　文夫	〃　2－33－7	不動産売買仲介	93－0248
三光美装㈱	小川　光	下小山田町2284	解体工事草刈等	91－0349
㈲松本建設	松本　重雄	図師町434－2	建設業	92－0741
㈲市川企画	市川　賢	〃　1682	ゴルフ練習場	91－1161
㈲矢部産業	鈴木　喜市	矢部町2660	金融その他	97－2650
常盤不動産㈱	中嶋　昭二	常盤町3166	不動産取引業	97－2178
㈲山口設計事務所	山口　臻二	根岸町119	設計業	92－7691
佐野ハウジング㈱	佐野　洋	相原町1158－12	不動産業	74－1777
㈲坂井染織	菅沼　睦夫	〃　1725	呉服・京染小売	72－3845
㈱チェリーランド	桜井　冨次	〃　4712	園芸	82－5963
㈲松井建設興業	松井　衛司	小山町207	土木・建設	
㈲小峯電業社	小峯　弘明	〃　280	電気工事業	97－1140
テニスピア・ジュン	杉山　和利	〃　747	テニスクラブ経営	97－2849
㈱ピューマオート	坂倉　一彦	〃　787	中古車販売等	97－4476
㈲寿司正	佐藤　省三	〃　1152	寿司・飲食販売	97－3633
㈲ケントクラブ	山口　謙一	〃　171	医療器販売	97－7092

◆編集後記◆

〈法人会活動に、会員のご意見、ご要望をお聞かせ下さい〉

今回の会報は、昨年中秋から初冬にかけて活発に開催された研修会、合同講演会の内容を中心に参加出来なかった当会員のため編集致しました。厳しい経済環境下に少しでも会員のメリットにつながることと確信しています。又今後会報への記事、又は編集等にご意見、ご希望がございましたら法人会事務局までどしどしご連絡下さい。

—広報委員会—

会費納入についてのお願い

当法人会も会員の皆様のご理解あるご協力のお陰にて会員も大変に多くなりました、ありがたく、深く感謝致しております。それにともない、地域が広範囲のため、会費の徴収方法と致しまして前々から多数の会員の皆様にご協力頂いております**三井ファイナンスによる会費の引落し**、また、**当会取引金融機関へのお振込み**の方法に切換えて頂き事務処理の簡素化にご協力下さるようお願い致します。

なお、地区役員が直接集金にお伺いする場合もございますので、その節は何卒よろしくご協力のほど重ねてお願い致します。

法人会会費振込先金融機関

取引先銀行名	預金種類	店番号	口座番号
横浜銀行町田支店	普通預金	931	013854
富士銀行	〃	266	539960
住友銀行	〃	252	96719
三井銀行	〃	178	4192930
三菱銀行	〃	228	4440282
安田信託銀行町田支店	〃	38	602320
八千代信用金庫町田支店	〃	10	0164011
東京都民銀行玉川学園支店	〃	060	0313328
東都信用組合	〃	05	49191

協和銀行　成瀬支店　　当座預金 245—003931
八千代信用金庫　南町田支店　　普通預金 29—0157972